

第3回官業民間開放WG（教育・研究WGとの合同開催）
議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成18年10月16日（月）13:04～15:10
2. 場所：永田町合同庁舎4階第3会議室
3. 項目： 独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本科学技術振興機構
独立行政法人日本学術振興会
4. 出席者： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、安念専門委員、翁専門委員、福井専門委員
文部科学省
日本学生支援機構
高等教育局学生支援課
課長 村田 善則
課長補佐 根来 恭子
課長補佐 松谷 治
課長補佐 阿部 正一
高等教育局学生支援課
留学生交流室 外国人学生指導専門官 大西 真次
科学技術振興機構
科学技術・学術政策局基盤政策課 課長 田中 正朗
科学技術・学術政策局調査調整課
調整企画室 室長 堀内 義規
研究振興局基礎基盤研究課
大型放射光施設利用推進室 室長 木村 賢二
研究振興局情報課 計算科学技術推進官 木村 裕明
科学技術振興機構 調査役 奈良坂 智
日本学術振興会
研究振興局振興企画課 課長 川上 伸昭
研究振興局学術研究助成課 課長 磯谷 桂介
研究振興局学術研究助成課企画室 室長 袖山 禎之
室長補佐 長澤 公洋
日本学術振興会 総務部長 久保 真季

鈴木主査 今日では御苦労さまです。第3回の官業民間開放ワーキンググループを行いたいと思います。

本日は、独立行政法人等の見直しに関する各省庁ヒアリングで、最初は日本学生支援機構についてディスカッションしたいと思います。

大体40分まで予定しておりますが、説明は10分程度、残り質疑を30分程度ということで行いたいと思います。

それでは手短かに御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

村田学生支援課長 文部科学省高等教育局の学生支援課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせて説明させていただきます。

お手元のヒアリング調査票の資料に従いまして順次御説明させていただきます。

日本学生支援機構でございますけれども、まず事務・事業の内容、概要を簡略に御説明申し上げますと、もともと平成16年に学生支援を先導する中核機関といたしまして、それまでの奨学金をやっておりました特殊法人でございます日本育英会、それから留学生の支援業務を行っておりました4つの公益法人、それらが統合いたしました、あと一部文部科学省からも業務を移管いたしましたして発足をした独立行政法人でございます。学生支援の中核的な機関といたしまして、教育の機会均等に寄与するために、学生等に学資を貸与し就学を援助する事業、これは一番予算としては大きい奨学金の事業でございます。

それから本日のヒアリングの対象でございますけれども、大学等が学生等に対して行う就学、進路選択その他の事項に関する、いわゆる学生支援業務と申しておりますけれども、学生の相談ですとか、指導に関する業務について支援を行うということ。それからもう一つは、大きな柱として留学生交流、外国人留学生の受け入れ、外国への留学生の派遣ということで、この推進を図るためのいろんな事業も、先ほど申し上げましたとおり、関係の公益法人の統合ということも踏まえて実施をしているところでございます。文部科学省と役割分担をしながら、学生支援あるいは留学生交流、奨学金の貸与、そういった事業を推進しているというのがこの独法の概要でございます。

民間開放の状況を6番に記載してございますけれども、中期計画に基づきまして、事業の効率化・合理化、経費の削減の観点から、積極的な民間委託を図るということで業務内容を精査しながら合理的かつ効果的なやり方で実施をする方針でございます。

例えば、奨学金事業につきましては、定型的大量な業務ということで、文書の発送等でございますけれども、そういった業務をはじめ、より効率的な事業の実施ができるものについて業務委託をしております。例えば、16年度につきましては、申込用紙の梱包・発送、それから返還誓約書等の点検作業、それから延滞者に電話をかける架電ですとか、あるいは督促業務について民間委託を実施している。さらに17年度につきましては、延滞者に対する訪問の督促まで拡大をいたしまして、回収業務については、そ

ういう意味で積極的な民間委託を進めるということで方針を立て実際に実施しているところでございます。

それから留学生交流事業・学生支援事業につきましても、こういった考え方のもとに、留学生宿舍の運営、それから会議施設の設備管理、それからデータ入力作業をはじめとして可能な限り外部委託を行っているところでございます。

7番の当該事務事業を廃止した場合の影響でございますけれども、これは今申し上げたところと重なる部分がございますので省略をさせていただきますけれども、奨学金の貸与、あるいは留学生の支援・学生支援ということで、我が国の唯一の公的なナショナルセンターとしての役割があるということで、それらについては引き続き維持をさせていただくことが必要だというふうに考えている次第でございます。

それから更なる民間開放についての意見について見解がございますけれども、これにつきましても、今申し上げたとおり、更に積極的な民間委託という観点から、合理的かつ効果的なやり方を引き続き検討させていただきたいと考えております。

それからもう1ページめくっていただきますと、具体的に当ワーキンググループからお尋ねをいただいた個別の質問項目に対するお答えを記載してございます。

まず一番最初でございますけれども、お尋ねの趣旨としては、そもそも学生支援業務につきまして、業務の絞り込む余地があるのではないかと。いろんな事業をやっているけれども、専門性を抱える人材をどの程度有しているのか。趣旨としては、そういった人材を、専門的な人材を機構の内部、独法の内部で抱えるかわりに、適宜外部の資源を活用することでできるのではないかとのお尋ねでございます。

まず、これにつきましては、御指摘のとおり、学生支援業務につきましては、やはり業務を精選して重点化を図っていくことが私どもとしても大切だと思っております。そもそも学生支援業務本来は、当然、各大学の責任においてやるべきことでございますけれども、一方では、例えば、障害者支援といったものについては、実際に例えば障害者の支援で申しますと、今、障害を持った学生の方が5,000人ぐらい大学に入ってきております。一方で大学側の受け入れ態勢がどうだろうかということと考えますと、この機構が先日行った調査の中で、障害を持った学生の方をサポートできる組織、あるいは専門家の配置が非常に少ない状況である。そういった状況ですと、独立行政法人がそういった障害者の支援について適切な情報を提供する、あるいは具体的な研修業務をやるといったことが必要ではないか。そういったことで学生支援の事業につきましては、業務を精選しつつ、本当にその機構の業務として、独法の業務としてやる必要がある。大学がまだなかなか手がついていない、あるいはノウハウが十分でないといった部分について精選をして対応してまいりたい。どの程度大学に定着していくかということについては、適宜調査を実施しながら、その定着度合いを見ながら役割を終えたものについては廃止等を考えていきたいということでございます。

それから2番でございますけれども、これもそういった問題意識を受けて具体的に学

生向けに開催している各種のイベントは分野が多岐にわたるために散発的であるということで、浸透度の低いイベント、あるいは必要性の少ないイベントは廃止すべきである。この認知度・費用対効果の検証は行われているのかという御質問でございます。これにつきましては、先ほど申し上げた部分と重なる部分がございます。まず、機構が実施をしておりますボランティア関係の幾つかの具体的な事業、活動セミナーがございます。こういったボランティア関係の事業につきましては、大事なことではありますけれども、既に各大学におけるカリキュラムの実情の調査結果を見ますと、かなりボランティアについては開設授業科目、あるいは大学のいろんな指導として実施をされている。こういった部分は大切ではありますけれども、既に大学でかなり実施されているということで、これにつきましては、当初の目的を達成したものと考えて、来年以降、廃止をするという方向で検討しているところでございます。そういったことで、この学生支援関係のいろんなイベント等につきましては、その効果とアンケート、あるいは大学等への浸透度の状況を適宜調査をさせていただいて、その必要性に関して達成したものににつきましては廃止をするという方向で考えてまいりたいと思っております。

それから3番目でございますけれども、「大学と学生」を月刊で発行しているけれども、発行部数・購入先はどうなっているのか、あるいはニーズがどうなっているのかということでございます。これは2枚めくっていただきまして、4ページに「『大学と学生』について」ということで簡単な資料をお付けいたしております。

これにつきましては、実は昭和41年に創刊をいたしまして、もともとは文部科学省の前身でございます学生課が所管をして発行をおったものでございますけれども、先ほど申し上げた平成16年の独法設立時に学生支援機構に移管をしたものでございます。そういう意味で40年近い伝統を持つ雑誌ということでございます。

目的としては、特に先ほど申し上げた学生支援、学生指導関係の発展・充実ということで、学生指導に関することを中心とした高等教育に関係する事項について広く大学等の関係者の皆様の理解促進を図るということを目的として関係の論文ですとか、解説、資料を精査して収録をしてものでございます。

これにつきましては、発行部数5,000部、販売先といたしましては、先ほど申し上げた大学、短大、高専の機関及び個人ということで、端的に申しますと、大学等の学生部、あるいは学生の御指導を担当しておられます先生方の組織、そういった組織で買っただいてというふうに私どもとしては認識をいたしておるところでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、やはりタイムリーに大学関係のいろんな動き、学生支援に関する動きを伝えさせていただきたいということ、それからもう一つは、やはり大学等がそういったニーズもあるということで、毎月発行させていただきたいというふうに考えております。

それから、先ほどの中でもう一つ、 の関係で学生支援データベースの構築ということについても言及されましたので、それは5ページに資料を添付しております。これは

内容といたしましては、先ほど申し上げた学生支援機構の機能として、直接その研修とか講習をやるだけではなくて、むしろ、大学等に適宜必要な情報を提供させていただくという機能を持つことが必要だろうということで、全国の大学におきます取組状況ですとか、あるいは学生支援体制の情報ですとか、そういったものを学生支援機構のホームページから閲覧・検索できるような形で提供させていただこうということを考えておりまして、平成 18 年 6 月から一部提供を実施しています。これは、構築するに当たっては各大学へのニーズの調査を行いまして、例えば就職支援ですとか健康管理プログラム、あるいは学生相談体制、そういった特に大学の方がこういった情報をほしいというものにつきまして、選定して開発をいたしているところでございます。

更に、それ以外の情報につきましては、19 年の 4 月からの提供を予定をいたしまして、学生相談に関する事例でございますとか、先ほど申し上げた障害を持った学生の方の支援のための Q & A とか、そういったニーズの高いものについて引き続き準備を進めているところでございます。このデータベースにつきましては、今申し上げたとおり、最初から大学側、つまり大学の関係者の要望を踏まえて項目を決定しておりまして、今後とも、そういったデータの開発等につきましては、適宜、計画をきちんと見直しながら、真に必要な

情報を精選して提供させていただくというふうに考えておるところでございます。

それから最後のページでございます。これも と言及されておりますので、ごく簡単に御紹介だけさせていただきますけれども、学割の制度につきまして、機構の関与がどの程度かということで、これにつきましては、端的に申し上げますと、事務的なことでございます。つまり各大学から必要数の報告を受けて、それを J R に報告をするということでございますので、事務的な仕事として整理をしているということで、専門家をこれについて抱えているということではございません。それから、なおかつ申し上げますと、一番手間のかかる業務でございますけれども、J R が学割証を大量に印刷し、それを各大学に配付するということにつきましては、既に民間等に委託をしておりますので、その意味でも機構の負担というのは、いわゆる事務的な各大学からの報告、それを J R に報告するということにとどまっているものでございます。

私どもからの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、残り時間 40 分までの間、御質疑をお願いしたいと思います。どなたでも質問のある方、あるいは意見のある方、おっしゃってください。

安念専門委員 どうも御説明いただきありがとうございました。この機構の業務の大宗は、今、課長からも御説明いただきましたように、何といたっても奨学金の貸与と及びその回収の業務ということになるわけでございますし、また当会議の去年年末の答申におきまして、できるだけ奨学金の回収周りの業務を民間開放できないか。それについては 18 年度中に御検討いただくということになっているわけでございますが、

回収はサービサーにさせればいいんじゃないかと考えるのが、我々民間人の普通の発想でございます。

それから貸与につきましても、審査といっても、恐らく機構さんで一人ひとりの学生の属性を審査できるということはコスト的に考えても無理な話でございますので、それなら審査業務、審査のリスクは民間の金融機関にやらせた方がいいんじゃないか。つまり、銀行がローンとして商売として学生に貸す。その場合のリスクを一人ひとりの学生が持っている将来の弁済能力を完全にわかるという銀行はありませんので、その一部を学校と機構が、例えば、何かの形で保証するというような形でやった方がはるかにコスト安になるのではあるまいかというの、民間人としては普通の発想だと思うんですが、この種の問題についての検討状況はどうなっておりますか。

村田学生支援課長 奨学金の事業につきましては、今、教育ローンと同じではないかというお話がございましたけれども、法的な位置づけから申しますと、教育基本法の中に、具体的に経済的に困難な学生のために奨学的な措置を講じなければいけないという規定が盛り込まれて、それを受けて具体的に機構法の中で奨学金の事業が決められている。

それからもう一つは、他の民間のローンにはないような学力基準、つまり、これは育英という部分がございますので、学力基準を定め、それからもちろん家計基準もあるわけでございますけれども、そういった基準に適合するかどうか。

それからもう一つは、適合して貸している学生でも在学中に、例えば学業を怠けて単位が全然とれていないとか、そういった学生に対しては適宜指導を行って、これは警告を行ったりする場合もあれば、本当に改善が見込めない場合はその奨学金を打ち切るということもやっておりますして、そういったことで私どものとらえ方としては、これは全体として教育の事業という側面がかなり強いものであると。

ですから、そういう意味で先ほど申し上げた回収の業務につきましては、確かに一部の部分について、その督促状を出すとか、あるいは夜間訪問して返還をお願いするといった部分については、そういった委託というのはなじむのかと思いますけれども、貸与そのものの事業については、そういった教育上の配慮のもとに奨学金事業を実施しているということからすれば、もちろん先ほどのいろんな書類を作成してお配りするとかそういった部分については、当然、民間委託ということはあり得ると思いますけれども、貸与事業そのものを丸ごと投げていいのかということになれば、そこは私どもとしては難しいのではないかと、慎重に考えざるを得ないのではないかと。

今、国会の中での御議論の中でも、やはり、この奨学金の事業というのは、非常に教育の事業として大切ではないか。これはたしか市場化テストの法案の審議の中でも、与党の先生からは、奨学金の事業というのは、民間で実施しているものと少しく形態、目的を異にしている、そのあたりについては十分慎重な議論が必要ではないかという御質問があったというふうに私ども記憶しておりますし、そういう意味では、引き続き

その貸与事業につきましては、回収もそうですけれども、全部民間に丸投げをするということについては、やはり慎重に考えるべきであろうと思っております。

安念専門委員 全部民間に、つまり、ピュアにマーケットメカニズムでやれということではなくて、政府のコミットは当然残っていいだろうと思うんです。これは一種の所得の再分配という面もありますので、当然、制度化されるガバメントの仕事だとは思いますが、それは直営でやる必要はない。つまり、銀行ローンの形をとって、その分銀行ローンにある種の得点を与えればいいわけですね。つまり、審査は学校の資料に基づいて銀行がすると。しかし、適格性を持っているローンについては、例えば、国家というか機構でもいいんですよ。保証をするとか、あるいは貸し倒れになった場合には、その償却について得点を認めるとかといったようなやり方で、民間ではとれないところのリスクを機構が埋めてやるという方法をとって、しかし直営にはしないというやり方は幾らでもできそうな気がするんですがね。

村田学生支援課長 それは一部アメリカなんかでは、そういうやり方をやっているところがあるというのは承知しています。ただ、アメリカの場合でも、安念先生御案内のとおり、結局、お話があったときに、まさに貸し倒れのリスクは公的なものが負わなきゃいけない。利子補給もしなきゃいけないということで、最初はアメリカはそういった民間のローンを主体で政府が利子補給をする、あるいは貸し倒れについてかなりの部分、100%まではいかないんですけれども、九十何%の政府保証をかけるという形で使用していたんだけど、やはり、それだけでは十分ではない面があるということで、後から連邦政府のダイレクトローンが入った。つまり、教育省が直接関与をしてやり始める方式をとったと。今、それで並立している。

なぜ、後から政府のあれが加わったかということ、私ども聞いている範囲では、やはり民間の側も貸し倒れを国が補てんしてくれる。最終的には全部国がかぶってくれるということになると、あんまり回収とか、いろんな意味でかえってモラルハザードが起きている部分があったということで、一方では連邦政府が直接関与するものが必要だろうということで、ローンが入ったというふうに聞いておりますので。そういったことからすると、どこまでいっても政府保証の問題とか利子補給の問題が入ってくる。一方では、この奨学金については、先ほどの国会の御議論を申し上げましたけれども、一般のローンとは違う部分があるんじゃないか。それは私どもだけが思っているわけではなくて、国会の御議論の中でも、昔の旧育英会から引き続けている育英奨学の事業というのは、そういう意味で国が教育政策としてきちんと面倒を見るべきだというのが強いというふうに私どもとしては感じている次第です。

安念専門委員 一番最後のところは、全く私も異論なく同意いたします。

問題はオペレーションをどういうふうにするかということであって、政府がコミットする以上、モラルハザードは絶対に避けられないんです。定義上明らかなんです。問題はモラルハザードをできるだけリーズナブルな範囲に抑えつつ、直営にしもしないとい

う方法を模索するというのは当たり前の話であって、例えば、貸し倒れの率が通常予想されるものよりも大きくなっているのなら、そういうところに保証のポジションを少なくしていったペナルティを貸せばいいんだと思うんです。それはいろいろな方法を考えるべきなのであって、また実際に去年年末の当会議の答申の中にも、文科省さんの御同意もいただいて、いろいろ検討して18年度中に結論を得るといふふうに言っているわけだから、ひとついろんな御検討があつてしかるべきであり、それはかなりコンクリートな段階になっているのではないかなというふうに期待したものですから、いかがなものですか。アメリカの場合だって教育省のコミットというのは、そのポジションがほとんど大部分であるとか、そういう世界ではないでしょう、恐らく。

福井専門委員 アメリカの政府貸し付けの貸し倒れと銀行ローンの貸し倒れとのデータ比較はお持ちですか。

村田学生支援課長 今、手元に持っていないので、後で御報告いたします。

福井専門委員 後ほど教えていただけますか。恐らく連邦政府の方が圧倒的に貸し倒れが低いということにはなっていないと認識しているんですけども。要するに今、安念委員が申し上げたように、保証のような形であれ、あるいは直営であれ、公的に必ず後で補てんされるといふ実態があるときに起こるのがモラルハザードですから、直営か債務保証かで大きく異なるということはないわけで、むしろ、それは仮に債務保証とか利子補給をする場合でも、それが全部銀行の負担にならないようにするから、モラルハザードが発生するわけで、そこは制度の仕組み方でいろいろ工夫があるのです。

教育上の配慮ということをおっしゃいましたけれども、それも別に民間がやったら、当然アメリカの民間ローンだって同じようなことをやっているわけですし、成績不振者に貸し続けるとか、単位がとれていない学生に漫然と貸すというようなことは民間だってあり得ないわけで、それは民間であっても公的機関であっても、一定の基準を満たす者について貸し付けることにして、それをきちんと監督するということが政府の役割は果たされるわけですね。そこは直営かどうかということの峻別には、必ずしもきいてこない事情だと思えます。

鈴木主査 我々の昔の経験で考えてみると、高校にしる、大学にしる、当該、高校又は大学の教授、又は先生が推薦する事によって実質的には受けられるかどうか決まっておったように思うのです。そうではなくて、推薦は当然必要条件と今もしておられるでしょう。だけど、その推薦はイコールそのままパスという形に現実問題はならざるを得ないという感じが、さっきの安念さんの話ではないけれども、私もするのですが、何かそれプラス というのがこの仕事の中に入っているのですか。

村田学生支援課長 おっしゃるとおりで、基本的には各大学から推薦をしていただく。推薦というか、適格認定のベースをしていただくというのはあるんですけども、最終的には機構の責任においてこれを認定する。ただ、鈴木先生のおっしゃるとおり、基本的には大学から出てきたものは、かなりの部分はそのまま通っていくわけですけども、

ただ一方では……。

鈴木主査 そのかなり以外の部分は、機構が関与できる余地があるのですか。

村田学生支援課長 少なくとも、基準の設定の仕方とか、一部機構が定めるものと違うことをやっている大学も全くなかったわけではありませんので、そういった部分については、大学の方に指導をして適切に対応していただくということもございますので。

福井専門委員 それは多分、大学のモラルハザードが起きているんですね。現在の仕組みでは、大学は将来の返済リスクを一切負っていないわけです。もちろん全額、例えば連帯債務を負うとか、例えば、将来における貸し倒れに対し、限度額を定めて大学も一定の責任を分担するんだということになれば、返済意思の確認をもっと真面目にやるというようなことが起こり得ますね。

村田学生支援課長 今申し上げたのはむしろ大学の方が、学力基準は先ほど申し上げましたけれども、一部の大学は機構が定める基準より少し上の基準を定めているというような例も最近までありまして、ですから、そういうものは今のお話とは逆に、むしろ大学がきちんとしめ過ぎている。むしろ、今はかなり間口が広がっているんで、そういうのは必ずしも伝わっていないということで機構の方から。

福井専門委員 ただ、2つあって成績優秀者に貸すというのはもちろん重要な役割なんでしょうけれども、銀行がリスク、ないしは政府がリスクを負うかどうかにとっては、成績優秀かどうかよりも、ちゃんと真面目に返す意思がある学生かどうかの方がよほど審査上重要なわけです。そっちの方の審査というのは、実は今大学はほとんどやっていないわけです。そういうことを全く考えていない。やはり、一定の責任を分担させるようにしたら考え出すという効果もありますから、制度改善の余地があると思います。

村田学生支援課長 おっしゃるとおり、返還の回収のためには、福井先生、御案内のとおり、大学がきちんと在学中から指導していただくということが必要だと思っています。私どもも大学の方に強くお願いしていますし、回収率が余り低い大学については、個別にあなたの大学は回収率が低いですからということで警告というか、注意喚起をしているということで、そこは大学の方に回収の一定の責務を担っていただくというのは必要なことだと思っています。

福井専門委員 金銭的に課さないとなかなか動かないですね。

安念専門委員 おしかりだけではね。

村田学生支援課長 なかなかそこも正直言って難しいところがございます。

福井専門委員 あるいは公表するとか。

村田学生支援課長 アメリカなんかでは、確か一定以上のデフォルトになっている大学には、もうローンは貸さないというのがあったみたいですけれども、多分、日本で同じことをやったら、ほかの学生が不真面目なために、なぜ真面目にやっている学生まで迷惑を被らなきゃいけないのか。恐らく、そういう御議論が出てくるんだと思います。

福井専門委員 それは大学の推薦能力を高めるためですから、ほかの真面目な学生に

迷惑をかけないようにするためには、まさに大学がきちんと督促にも関与するし、あらかじめ債務を弁済する意思についてもきちんと確認しないといけないということですが、それは別にほかの人の責任の肩代わりということに、必ずしもならないと思います。

村田学生支援課長 おっしゃるとおり、大学がどういうふうに、これから回収については責任を担っていただくのかということは、我々も引き続き回収率向上のための一つの重要なファクターとして検討させていただきます。

福井専門委員 恐らく、本質的には大学というのはわからないですね。学業を授けるだけですから、その人が真面目に返す意思があるかどうかなんてことは、大学人には余り得意な判断要素じゃない。究極は、民間なりがある程度返済意思も含めて民間の基準で審査して、最後に起きたデフォルトはある程度は政府で面倒見ざるを得ない。そのとこできちんと政府が関与するというふうにして、貸付業務自体は、恐らく政府や政府機関よりは民間の方が優位性があるのが一般的ですから、もうちょっと活用する余地はあると思います。

翁専門委員 学生支援業務についてお伺いしたいんですけども、この機構の中で、ここに携わっている方の人数はどのぐらいなんですか。どういう専門的な方がいらっしゃるのかちょっと教えていただきたいんですが。

村田学生支援課長 人数で申しますと、今、学生支援機構の中に、学生生活部という一つのセクションがございまして、それがトータルで40人ということでございます。職員の経歴等については、いろんな経歴があるわけでございますけれども、一つは、先ほど申し上げた幾つかの公益法人が統合してできたということで、昔の内外学生センター、もっと昔は学徒援護会というのが、恐らくお聞き及びかと思いますが、そういった学生に対する指導をやっていた者、あるいは先ほど申し上げたほかの財団法人で学生の指導をやった経験がある者、それからあと大学の教務などを経験している人間が3分の1ぐらいおります。メンバーで言いますと、大学の教務等経験者が14人程度、それから内外学生センターの出身者が5人、それからそのほかの公益法人出身者が2人ということで、基本的にはそういった専門家そのものではございませんけれども、大学で実際に学生の指導に当たっていた、あるいは公益法人で学生の指導をやっていたという職員でございます。

翁専門委員 そういう方々が、実際に研修とかそういったときに教壇に立たれるんですか。

村田学生支援課長 基本的には、先ほど申し上げたとおり研修等につきましては、大学の専門家ですとか、研究者ですとか、そういった方々をお願いする。ですから、こちらの職員については、そういった研修会等のコーディネートをして、どういう専門家をお願いすればいいのか、どういう専門家のアドバイスを受ければいいのか、そういったことをやっているということでございます。

鈴木主査 イベントは目的を達成したというので、来年に廃止するというふうにさっ

きおっしゃったが、それは文部科学省としては正式に決めている問題ですか。

村田学生支援課長 学生支援機構の業務でございますので。

鈴木主査 機構は正式に機関決定はしているわけですか。

村田学生支援課長 はい、その方向で。まだ最終的な決定ではありませんけれども、基本的にもその方向で来年は実施をしないということで対応するということを申しております。

鈴木主査 それから「大学と学生」ですか、5,000部だというけれども、これは幾らで売っておられるのか、それから5,000部でどの程度の分厚さのものですか。

村田学生支援課長 値段は360円で販売をしております。販売につきましては、民間の出版社にこれも委託をしておりますので、5,000部の中で民間の会社で販売をしているということです。

福井専門委員 有料販売部数は何部ぐらいですか、ちゃんと金を払って購読しているのは。

村田学生支援課長 基本的に5,000部で、その分のお金をいただいているということです。

福井専門委員 5,000部全部売り上げになっているのですか。

村田学生支援課長 ですから、出版社との契約で発行部数5,000部を想定して、1部につきまして一定の出版料を。

福井専門委員 出版社というのは民間ですか。

村田学生支援課長 民間でございます。

福井専門委員 どこですか。

村田学生支援課長 第一法規です。

福井専門委員 第一法規が実際の購読者から幾ら回収しているんですか。何部分回収しているんでしょうか。

村田学生支援課長 基本的に5,000部という契約でございますので。

福井専門委員 第一法規とはどういう契約ですか。5,000部を渡しきりにするんですか。

村田学生支援課長 5,000部を想定いたしまして、5,000×10.8円の金を私どもがいただいていると。

福井専門委員 10.8円というのは何でしょう？

村田学生支援課長 360円の3%でございます。

福井専門委員 販売価格の3%が？

村田学生支援課長 出版料として第一法規からいただいている。

福井専門委員 出版料というのは印税みたいなものですか。

村田学生支援課長 そうです。いわばそういうものです。

福井専門委員 5,000部刷るといえるのは、機構で決めておられるわけですか。部数に

については。

村田学生支援課長 5,000部は機構と第一法規との契約で設定しております。

福井専門委員 5,000部が誰に幾らで販売されているかという追跡は。

村田学生支援課長 具体的にその全部の販売ルートまでは正直言ってフォローしておりませんが、ただ、基本的に先ほど申し上げた、この種の出版物というのは、一般の人が買うような話ではございませんので、基本的に大学、短大、高専で。

安念専門委員 大学の図書館にはあります。うちにもあります。

福井専門委員 採算として考えたらどうですか。

村田学生支援課長 これは正直に言って。

福井専門委員 機構にとっての収入と支出という観点で。

村田学生支援課長 支出は800万円ぐらいで。

福井専門委員 年間ですか。

村田学生支援課長 はい。収入が70万ぐらいということです。

福井専門委員 大幅な赤字なんですね。

村田学生支援課長 これはもともとそういう意味では、黒字になるような種類の印刷物ではございませんので、一般にもっと売れるようなものであれば別ですけども。

福井専門委員 現物があれば見せていただけませんか。

村田学生支援課長 これについても、先ほど申し上げたデータベースでいろんな資料を情報提供するということとの兼ね合いで、今後どういうふうにあるべきかということは考えておく必要があると思いますけれども、ただ、やはりこういった紙媒体で行き渡るというのも一方では必要な部分もございますので。伝統のある雑誌ということで、大学関係者からはかなり親しまれているということで、私どもとしては引き続き発行させていただければと思っております。

福井専門委員 今時、大学関係者はみんなインターネットをやるでしょうから、ほとんどそれでできるんじゃないですか。

村田学生支援課長 おっしゃるとおり、ですから先ほど申し上げましたデータベースで大学と学生のそういったデータも提供しようということで、来年の4月から考えておりますし、ただ、一方で申し上げていましたとおり、やはり、紙媒体で必要な人に回覧をしたい、あるいは一覧性があるって過去との比較ができるということもございますので。

福井専門委員 例えば、今お借りした、拝見しているものでいうと、名古屋大学祭、京大祭という学園祭について地元の職員の方が紹介しているというのが幾つか並んでいるだけで、これは本当に紙媒体でニーズがあると思えますか。直感的に相当疑問に思いますけれども。これを読む人いますか？ おもしろくないじゃないですか。

村田学生支援課長 おもしろくて読んでいる人はいるかどうかはわかりませんが、少なくとも学生部の職員、あるいは学生指導に携わっている先生方にとっては有効な資料です。

福井専門委員 先生方にとって有益かどうかですね。学園祭をどうやりましたかなんて、よその大学のことを学生部の方が興味を持つということはありませんかね。

村田学生支援課長 学園祭のあり方もかなり学生部にとっては関心事項でございますので。

福井専門委員 この程度の情報ならホームページで閲覧していただければ足りるというのが普通の常識で、紙媒体で年間七百何十万の赤字を前提にせずと出さないといけないというふうにはなかなか言いにくいと思います。

村田学生支援課長 そのあたりは、こういう公的な出版物というのは、確かに一般の購読者が得られないという部分でどこまでやるかと。

福井専門委員 情報提供は必要かもしれないけれども、紙で赤字を出しつつ行うべきものかどうかというのは別の判断ですね。

村田学生支援課長 おっしゃるとおり、インターネット、そういったメディアで情報提供できると。そちらとの兼ね合いでどこまで紙媒体でやる必要があるのか、どこまで経費をかける必要があるのかということについては、確かに今後吟味していく必要があるとは思っています。

福井専門委員 駅の売店で売れるような週刊誌とかじゃなくて、それこそ専門家しか見ないとまさにおっしゃっているわけだから、専門家である大学の職員の方とか、学生部の方とか、あるいはその関連の教員の方の目に触れればいいのだったら、インターネットかメール通信の方がよっぽど合理的ですね。

村田学生支援課長 インターネットもそういう意味では、先ほど申し上げたデータベースの関係は、大学と学生の情報も含めて充実をさせていきたいと思っております。

福井専門委員 そうすると、だんだんこっちが要らなくなるわけです。

村田学生支援課長 そうはいつでも、一方で紙媒体で毎年統計を出しているものもあります。学生生活調査なんか2年に1回ですけれども活用されています。

福井専門委員 それもエクセルのファイルでもらう方が普通はうれしいんじゃないですかね。

村田学生支援課長 ただ、一覧性であって表を比較する場合には、むしろ紙媒体の方がいい場合があります。

福井専門委員 一回これは読者にアンケートをとるべきですね。紙でずっと引き続き格安でほしいですか、ということです。

安念専門委員 格安ならほしいと言うかもしれませんね。格安だという条件でね。

福井専門委員 実費を還元してほしいかということです。

安念専門委員 そうということです。

福井専門委員 一つの仮設問として。

鈴木主査 一番最初の問題、まだあいまいなままに終わっていると思うけれども。

安念専門委員 貸付業務をもう少しいろいろツールが、今はいろいろあるわけですし、

回収にしても、回収を本体でやらなくたって、極端なことを言えば、債権を譲渡するとかね。証券化にはなじまないかもしれないが、パーバリューでなくてもですよ、でかい債権を自分で持っているよりは、外に移して身軽になるというやり方だって当然あるわけですから、本体業務をもう少し直営じゃない方向に持っていくような具体的な御検討のお知恵を出していただくというのはいかがですかね。

鈴木主査 特に貸し付けの審査ですね。さっきの話では、大学の先生の推薦のものはほとんど受け取っておるけれども、しかし、そうでもないものもあるというふうにおっしゃったが、そうでもないものは何なんだという、いわゆる機構の持つ審査機能というのは何だという点は、どうも余り明快な答えをいただいたようには思えないのですが。機構がないとこういう点で困りますとか、大学の先生もいろいろとあると、個性もあるというので、ばらばらになってしまって、機構がいて、そのところのある程度の統一性というかバランスを考えなくてはいけないとか、そういうようなことがあるのかないのか。

村田学生支援課長 まさに今、鈴木先生のおっしゃるとおり、全国的にこれは統一をとってやらなければいけない。

鈴木主査 その役に立っているのかどうか。

村田学生支援課長 それはまさに機構がルールを定めて、そのとおりにやっているかどうかということ。

鈴木主査 機構はどうやっているのかということをお聞きしているのです。そこが一番のポイントで、もしそのところは、推薦のままですということであるならば、実は機構は先生の推薦を受け付けるだけであって、特に審査をしているとは言えないのではないかと。審査は名目だけだということになるのだったら、さっきから言われているように、金融機関にあとは弁済能力というような金融機関独自の問題も加味したシステムの中にいってもよいではないかという議論が出てくるのですよ。

福井専門委員 後で過去5年ぐらいの、大学は推薦したけれども、機構で審査した結果、融資を拒否した、奨学金貸し付けを拒否したというものについて、その理由と具体的な実例、事情のリストをいただけますか。

鈴木主査 それを是非出してください。

原主査 基本的なことですみません。私自身も、この特別奨学金をいただいて大学を卒業したものなんですけれども、その当時はここしかなかったんですね。あと企業が若干始めるぐらいなようなことで、ここしかないの申し出るしかなかった。試験に受かって、特別奨学金というのをいただいていたのでしたけれども、今は大学でも奨学金を貸与していますし。また、例えば、大学によっては民間の金融機関と連携してやっぴりやるところもありますし、いろんなタイプの奨学金が登場してきていて、それからもちろん民間の金融機関の教育ローンもありますので、学生全体でそういう奨学金を受けている人たちがどれぐらいいて、その中で日本学生支援機構で出しているもの

がどれくらいになるのかという、その基本的なところですね。少し時代の変化というの
はあるように思いますので、出していただきたいと思います。

村田学生支援課長 後でまた詳しいデータをお出ししますが、端的に申します
と学生支援機構、昔の育英会の役割というのは、むしろ減っていないどころか、ウェー
トとしてはかなり大きなウェイトで、シェアで言うと、先ほどの民間の事業でございま
すとか、奨学財団といっても、こういう状況ですからそんなに伸びているわけではござ
いません。大学も一部はかなり熱心に行っておりますけれども、数としてはそれほど多
くないので、今、学生支援機構の奨学金、有利子・無利子合わせると、予算ベースで言
うと109万人ぐらいの方が受給をしているという状況でございますので、そういう意味
では、圧倒的なシェアからすると、学生支援機構の部分というのは、額で言うと90%ぐ
らいのシェアを占めておりますので。

福井専門委員 それは無利子だから下駄を履いているので、イコールフットイングじ
ゃないというのを割り引かないと。

村田学生支援課長 イコールフットイングじゃないというのは、まさに学生のそうい
った負担軽減のためにこのスキームがあって。

福井専門委員 さっきからの論点で言うと、直営で同じ負担軽減をするか、あるいは
民営で同じ負担軽減を政府の一定の役割のもとにするかという選択とは関係がないので
す。

安念専門委員 政府の役割はもちろんなくなりませんよ。それは当たり前の話です。
特に日本の銀行は御承知のように、いいことじゃないんだけど、無担保融資という
のに全然慣れていませんからね。やはり、こういう体一つが担保というのにはなかなか
うまく乗っていかないですよ。だから、必ず政府のサポートは横からしなきゃいけない
んだが、私どもは横からする方法はありはしませんかということをお検討いただきたい
という、そういうことを申し上げているわけです。

村田学生支援課長 この問題は、去年こういった御提言をいただいたということも私
どももちろん重く受けて止めています。ただ、一方では、国会の御議論の中でもこの学
生支援機構の奨学金の役割は重要であると。

福井専門委員 それは関係ないです。要するに重要だからこそ、むしろ、もっと効率
化して、もっと必要なところに資金を移すためには、事務経費を極力削減した方がいい
ということですから、役割はいいんです。問題はやり方ですから。そこを誤解のないよ
うに。

村田学生支援課長 ですから、やり方として先ほど申し上げた回収業務については、
サービサー等の委託も始めて、これは費用対効果の問題を検証しながらやる。

福井専門委員 それはわかっています。融資業務です。融資業務でさっきの御質問に
もかかわりますが、一種のリスク管理の専門家というような力を発揮しておられるよう
な職員なり、体制なりが整っているんでしょうかということが関心事なわけで、それが

ないのであれば、ますます直営の必然性は少なくなるということですね。

鈴木主査 いずれにしても、さっきの質問、少し定量的に数字でお示してください。

それではよろしいですか。時間も来ましたから。どうも御苦労さまでございました。
(日本学生支援機構説明員退室) 岩佐企画官 次の資料、これもお手元資料集の 44 ページ、ここに 2 次答申、去年の流れが載っていますので、「具体的施策」のところに科学技術振興機構の話が出ております。これが去年の市場化の方でやりました流れということでございまして、今回、調査票が来ておりますが、個別の質問項目のところ、科学技術振興費のところを中心に質問が出ています。そこについての回答が中心でございます。

それから、もう一個、機構のものですが、今日の午前中に聞いていまして、未来館のところは市場化の方で中心的にやっていますので、未来館以外のところを中心に一応やるという整理でございます。よろしく願いいたします。

鈴木主査 どうも御苦労さまでございました。それでは、科学技術振興機構について御説明及び意見交換をしたいと思えます。大体 40 分を予定していますから、説明は 10 分程度でお願いし、行いたいと思えます。これは当官業民間開放ワーキンググループと教育研究ワーキンググループの合同開催という形でやらせていただきたいと思えます。それではどうぞ御説明いただきたいと思えます。

田中基盤政策課長 よろしく願いいたします。それでは、あらかじめお配りしておりますヒアリング調査票に基づきまして御説明したいと思えます。時間は 10 分ということでございしますので、概略のところは飛ばささせていただきます、9 番の「個別の質問項目」のところから入らせていただきたいと思えます。

まず でございますが、規制改革・民間開放推進 3 か年計画において記載されていることについての「検討状況」ということでありまして、回答は次のページをごらんいただきたいと思えます。規制改革・民間開放推進 3 か年計画の中では、科学振興調整費の審査事務・執行事務の一部を、これは科学技術振興機構 (JST) が受託しておりますが、この件についての御指摘がございました。

最初の箱のところでございますけれども、特に一番最後の 4 行でございますように、今年度から総合研究に関する 5 年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていくという御指摘がございましたので、右側の「検討状況」でございますが、このような御指摘を踏まえまして、平成 18 年度も引き続き追跡評価を実施しているところでございます。

なお、更に追跡調査の精度を高めるために、事後評価で着目された研究成果の発展状況や、当該分野・関連分野に与えられた効果、事後評価のコメントへの対応状況、参画者以外の研究者からの聞き取り等も調査項目として追加するなど、改善を図っているということで、御指摘のとおり進めているところでございます。

続きまして、真ん中の箱にございますでございますが、これも御指摘の点は、中程度ぐらいにございますように、「審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について……厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする」というようなこと。

それから事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとするとか、いずれにしましても、最終的にはより質の高い審査・評価の体制を構築するというのがございまして、右側の箱にございますように、これも御指摘を踏まえまして、平成 18 年度の審査・評価より選定の透明性・客観性をより高めるために、委員を選定するに先立ちまして、委員構成や委員に求められる専門知識、業績等を明文化した「委員選定基準」というのを作成いたしまして、これに基づいて審査・評価者の選定を行っているところでございます。また、この基準につきましては、科学技術・学術審議会科学技術振興調整費部会及び研究評価部会の下で審議の上、策定してございます。

福井専門委員 これの現物を見せていただけますか。

田中基盤政策課長 「委員選定基準」でございませうか。

福井専門委員 はい。

田中基盤政策課長 後ほど。

福井専門委員 お手元があれば、ちょっと拝見するだけでもいいんですが。

田中基盤政策課長 ちょっと探します。

引き続き説明を続けさせていただきます。

にございますが、調整費については、事務処理が煩瑣ではないかという指摘がございまして、執行事務の改善を行うべきであるという御指摘をいただいております。

これにつきましても御指摘を踏まえまして、課題実施者が関わる各業務について、業務量の低減を図るべく様々な改善を施してございます。

具体的に言いますと、例えば、平成 19 年度新規公募分より電子公募システムを活用するということ、あるいは委託業務事務処理要領に加えて新たな委託業務マニュアル・Q & A 等を作成しまして、あらかじめどういうふうにやったらいいのかということが課題実施者がわかりやすいような形をとっているところでございまして、こういう努力を続けております。

その次のページでございまして、ここから次の質問でございまして、質問の でございますが、科学技術振興機構に係わるすべての研究等助成事業の執行業務について、より公正性・透明性の高い審査・評価基準や方法の確立が必要ということで、配分機関が第三者に評価される手段を早急に確立するべきであるといった点、あるいは当該補助金の配分を科学技術振興機構以外の民間にも開放すべきといった点についての御指摘がございました。

これについての回答でございまして、科学技術振興機構が行っております研究助成事業と申しますのは、特に競争的資金というものに該当するものが大半でございます。こ

の競争的資金といたしますのは、総合科学技術会議の方で競争的資金改革という意見が平成15年4月21日に出ております。それを踏まえまして、特に研究経歴のある責任者を各配分機関、この場合、ファンディング・エージェンシーという言い方をしており、これは科学技術振興機構(JST)がそれに当たるわけですが、ファンディング・エージェンシーに専任で配置して、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるように努めるというふうに指摘されてございます。

また、第3期の科学技術基本計画においても「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本とし、配分機関においては、プログラムオフィサー(PO)・プログラムディレクター(PD)のみならず、その活動を支援するための調査分析機能や審査・交付・管理等に係る実務機能の充実・強化が不可欠であり」というふうにご書いてございまして、配分機関が持つべき機能というのは明確に規定されてございます。そういうものを踏まえて、JST(科学技術振興機構)の方では、このようなPD・POといったものを独立に置くとともに、そういう様々な審査機能の強化をしているところでございます。

具体的には、「2.」にございますように、配分機関としての一連の業務は、独立行政法人評価委員会、あるいは総合科学技術会議といったような第三者機関により評価されておりますほか、例えば、さっき申し上げたように、POの選定や研究領域評価は外部有識者にて構成される「科学技術振興審議会」(メンバーを公開しております)によって実施されてございます。

それ以外にもその他にございますように、海外の有識者を委員とする国際的評価委員会により、戦略的創造事業全体の評価に当たらせるなど、様々な方の評価といったものを積極的に取り入れているところでございます。

また3番にございますように、各課題の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づきまして、外部の専門家である領域アドバイザー等の協力を得つつ、POまたは科学技術振興審議会により事前・中間・事後評価を行っているところでございます。

それから4番目にございますが、不合理な研究費の重複・過度の集中の防止につきましては、内閣府の方針に沿いまして、内部規定の整備などの制度改革を行いますほか、内閣府が整備いたします政府研究開発データベースへの情報提供、他の競争的資金制度との情報交換、研究開発管理業務に係る府省共通システム構築などに向けた検討など積極的に進めているところでございます。

最後、「5.」にございますように、いずれにしましても、JSTの方では、総合科学技術会議の競争的資金制度改革に沿いまして、PD・PO体制の整備・強化、電子公募システムの導入、評価の公平性・透明性の確保などに取り組んでいるところでございます。

最後のページにございますが、これは科学技術振興機構が実施いたします文献情報提

供事業について、受益者負担の下で運営されている。このような事業については、独立行政法人において行わせる必要性は低く、民間開放がなされるべきではないかということでございます。

これにつきましては、第3期科学技術基本計画の中でも、この研究情報基盤というのは、研究活動に不可欠ないわばライフラインとしての性格を有しているということ。それから「研究機関において不可欠な論文誌などの研究情報の体系的収集・保存・効果的発信により、研究情報基盤の効果的かつ効率的な運用を進める」といったことは明記されてございまして、このような研究情報基盤というものは整備するという事業は、科学技術施策上非常に大事なものであるということが改めて明記されてございます。

また、科学技術振興機構が実施しております、このような研究情報提供事業につきましては、研究者に頻繁に利用されているような特定の分野、例えば医学というのはそれになると思いますが、医学だけではなくて、あらゆる分野の科学技術情報を蓄積して一体的に利用できるようにしていくということでは、単なる利益型だけではなくて、網羅性ということが非常に大事だということになっております。そういった意味でも、国として実施していくことが必要であるということを考えてございます。

それから3番目でございますが、これまで文献情報提供事業につきましては、国からの出資金を財源として事業を実施してきております。形式上は繰越欠損金というのが発生します。これは借金ではございませんで、資本金が実際は必ずしも帳簿上の資産の価値に対応していないというものでございますが、そういうものが出ております。

これまでずっと業務改善を進めてまいりまして、平成20年度以降は出資金によらず、自己収入により運営をし、平成21年度に単年度黒字化を達成していくとなっておりますが、その後は、国からの繰越欠損金の部分の解消に務めていくという長期プランの下に事業を運営しているところでございます。

もしこれを民間開放するということになりますと、これまでの文献データベースの蓄積に係わります様々なロイヤリティ収入だけというのが民間からの収入になりますので、国へのフェアリターンというのは困難であると思っております。繰越欠損金を回収するような高額なロイヤリティを企業に求めるということになると、現実的には事業としては成り立たないというふうに考えているところでございます。

また、申すまでもなく、この事業は国が規制ということでやっていたものではございません。したがって、これまでも民間企業はこの分野に参入可能でございましたが、現実的にはどこも参入はしてこなかったということでございます。

あとユーザーを対象としたアンケートに基づくヒアリングでは、情報の客観性の確保とか、あるいは自分がどういうところを検索したかといったようなログでございまして、そういったところから自分たちの研究開発動向が漏洩するということについては、非常に中立的でありたいということでございますので、基本的にはこのような公的な機関が不偏な情報収集・提供を求められているというふうに理解してございます。

以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質問、意見その他随時お願いいたします。

福井専門委員 研究費配分では、振興調整費以外にはどういうものが、どういう予算としてあるのかという、総覧できるような資料はございますか。

田中基盤政策課長 今手元にはございませんが、事務局を通じてお出ししたいと思えます。具体的には、例えば、一番大きなものとしては戦略的創造基礎研究推進事業というのがございますが、それ以外でも幾つか競争的なものを持っております。

福井専門委員 それはJSTの固有事業ですか。

田中基盤政策課長 はい。固有事業といえますと、先生がおっしゃっている意味は？

福井専門委員 振興調整費というのは、たしか文科省の委託ですね。

田中基盤政策課長 振興調整費は、文部科学省から審査業務を委託しておりますが、今申し上げた戦略は、運営費交付金で実施しております。

福井専門委員 年間予算で大体どれくらいですか。

木村放射光施設利用推進室長 460 億円。

福井専門委員 振興調整費は幾らくらいでしたか。

堀内調整企画室長 398 億円。

福井専門委員 あと大きいものというとなんがあるんですか。その2つですか。

田中基盤政策課長 それ以上のかいものはありませんので、あとは100億を下回るような数十億オーダーのもので幾つかはございますけど。

福井専門委員 100億を超えるのは、その2つということですか。

田中基盤政策課長 そうです。

福井専門委員 戦略的創造研究推進事業の方も、さっきの3か年計画の検討状況と大体似たような方向で議論されているという理解でよろしいのでしょうか。

田中基盤政策課長 基本的に、まず、おっしゃっている1点目の、例えば成果についての追跡調査的なこと、これについても、戦略についてやってございます。

福井専門委員 大体横並びで審査基準の見直しなりはやろうということですか。審査基準、効果とか、審査のあり方、審査員の選定とかについて、全般にかかわるんですが、振興調整費とこの戦略創造事業その他細かいものも含めて、JSTの関連事業は大体一体的なものとして見ていいですか。

田中基盤政策課長 振興調整費と戦略というのは事業としてはかなり異なるものでございまして、振興調整費は、もともと総合科学技術会議の方針に沿って運用するということ、それから、こちらの文部科学省の方からの受託事業として審査の部分だけやっているというものでございますけれども、全くそういう意味では戦略創造のようにJSTが主導的に決められるというものではございません。そういう意味では、調整費と同じようにJSTが運用できるということはないんですけれども、ここにございますような

追跡調査的なものであるとか、審査体制の透明性の確保とか、そういったことはJSTとして独自としてやっているということでございます。

福井専門委員 部局とか仕事のやり方もはっきり分かれていますか。

田中基盤政策課長 分かれています。

福井専門委員 さっき見せていただきましたワーキング委員、評価ワーキング委員とか、審査ワーキング委員の選定基準ということですが、これで全部ですか。

堀内調整企画室長 振興調整費の部分については、その2つでございます。それぞれの、例えば審査ワーキンググループの委員の選定基準といいますと、それぞれのプログラムごとに若手研究者の自立ワーキンググループとか、女性研究者の支援ワーキンググループとか、ちょっと観点が違うプログラムがありますので、それぞれについてということで、これで全体の委員の選定基準というものを決めてやってございます。

福井専門委員 拝見すると、例えば関連分野での研究業績が優れていること、学会等での活動実績が優れていることなど、非常に抽象的な基準ですが、運用のときには、どうということをもって優れているとするというような内規はあるんですか。

堀内調整企画室長 これ以上のものはございまして、委員の方については、上の部会でこういった委員構成で、またこういった具体的な方でということをお知らせいただき、その手続の中でこういった点について御検討いただくというか、御判断いただくということになっております。

福井専門委員 このような言い方ですと、従来だって「優れている」という一般則は当然運用上は持っておられたでしょうから、昨年末の合意を受けて何が変わったのかというと、目立ったところが余りないように見受けられます。何か特徴的な基準は挿入されておられますか。当たり前のことしか書いていないように見えるのです。

堀内調整企画室長 御指摘ごもっともかなというふうに思うんですが、1つ申し上げることがあるとすれば、やはり委員の先生方にただ単に優れていることとって御判断いただくのではなくて、例えば、若手研究者であれば、我々が考えております流動性の部分についての知見であるとか、または人材育成の専門家であって、人材育成にそれなりの経験があるんだというような評価というか、御検討を念頭に置いていただくポイントというものを、少なくとも整理をさせていただくことができたんじゃないかなと思っております。そういった点で委員の構成などを見ていただくときに、今までよりか御判断しやすいというか、適切な判断をいただきやすくなったのではないかとということでございます。

福井専門委員 前より多少具体化されたのかもしれませんが、例えば、地域再生人材養成というところを拝見しても、地域振興に関する専門家、地域発のベンチャー企業の支援等に実績を有する者、地域再生に取り組む組織（NPO等）の長などとあります。こういう要件であれば、誰だって入れますね。

安念専門委員 もう一部どなたかお持ちであれば、事務局、ちょっとコピーして私ど

もに配っていただけませんか。これはちょっと重要なところですよ。

福井専門委員 去年かなりの密なやりとりがあったはずで御記憶に新しいと思います。プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した業績です。あるいは研究業績等や卓越した判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で審査・評価の依頼をする。一個一個いきますと、例えば博士学位の取得というのは、どこに書いてあるんですか。

堀内調整企画室長 ここには書いてありません。

福井専門委員 把握して、審査に使っておられるんですか。この書き方ではわからない。それから評価の定まった十分な質・量の研究業績、これはピア・レビューの結果でしかるべき学術業績があるということ、どれぐらいの格付けの学術誌に何本過去に書いてある、あるいは最近3年間で何本書いている、こういうことだということが了解事項だったはずですが、具体的にこの審査基準を拝見する限りでは全くわからない。これは閣議決定で決めたことをそのままやるつもりはない、という意思表示ですか。

田中基盤政策課長 去年の議論の経緯を私、知っておりますので、ちょっと補足させていただきますと、去年の議論で特に一番中心になりましたのは、多分、昔で言いますと総合研究、今は重要研究課題という言い方はちょっと変わりましたが、それがかなり中心になってございました。そういう意味では、先生がおっしゃるような、いわゆる当該分野の研究分野の同じような分野で議論される方が多かったわけですが、科学振興調整費は、最近特に第3期の科学技術基本計画のスタート、今年からかなり内容が変質しております。どういうふうに変質したかといいますと、個別の研究課題の部分もまだ幾つか残っておりますけれども、むしろシステムを変えていくと、例えば大学のシステムを変えていくための、そのシステムづくりのためにお金を出していくという仕組みがございます。

一番端的に申しますと、1のシステム改革関連の(2)の女性研究者支援ワーキンググループでございますが、これは大学の中でいかに女性研究者が働きやすい環境をつくっていくか。そういった大学に対してシステム改革関連のためのお金を出していただくというものでございまして、これはそういう意味で女性研究者が活躍しやすい環境づくりのためにどういうふうな活動をすべきかということに関して非常に知見の高い方を実は集めてございます。そういう意味では、何とか研究分野についての業績があるというよりは、広くこういう分野で活動されているような方とか、そういった視点も必要になってまいりますので、一般的な意味で、例えば博士号取得者でなければだめというような形ではなかなか入れにくくなっています。

福井専門委員 けれども、この中で女性研究者支援でも、女性研究者(3~4名)という中に、関連分野での研究実績(論文、受賞等)が優れている、学会等での活動実績が優れているとあるわけで、この部分について言えば、その女性研究者自身がその分野

で卓越しているということ、ふさわしいものとして保証する基準であってしかるべきなはずですね。単に優れていることというように、例えば博士学位の取得とか、評価の定まった十分な質・量の研究業績という閣議で決められた事項とは全く異なる一般則でしか書かれていないから、これでは不十分じゃないでしょうか。今気がつきましたので御指摘申し上げます。つくり直してください。

堀内調整企画室長 わかりました。

福井専門委員 今課長がおっしゃったように、戦略的なものであれば、その分野の、例えば化学とか、あるいはナノテクとか自身のその分野の固有の業績がある人だけでなく、別の専門の知識が要るかもしれないというのは、それはそのとおりですが、それも昨年末の決定事項によれば、プログラムの趣旨を踏まえた、というのがまずかかっているわけで、趣旨がまさに戦略的・政策的なことであれば、それについて博士学位の取得とか、評価の定まった十分な質・量の研究業績に代わる何らかの評価基準に示して、合格だということを厳正な審査した上で依頼をする。こういうふうに読みかえるわけですから、それについて単にさっきの地域発のベンチャー企業の支援実績がある、というのではまずい。大抵のNPOだったらそういうことが、あるいは財団法人の関連の自治体でつくったようなものだったら、当然に満たしているわけで、そこの職員なら誰でもいいと見えなくもないんですね。それから、地域再生に取り組む組織、NPO等の長、これだって有象無象いっぱいあります。

田中基盤政策課長 こちら辺にものすごく詳細に具体的に書き込むのはなかなか難しいうございますので、そういう意味で、室長が先ほど申し上げたように、最終的にはここで決めたものについて、例えば上の科学技術振興調整費部会といったところで具体的に先生方の名簿を見ていただいて、その人がこういう分野の審査にふさわしいかどうかということは確認はとっているわけでございます。

福井専門委員 全体にどこにもないんですけども、選ぶときにはどういうことが前提になるんだということは、少なくとも3月31日の3か年計画の閣議決定文書を付けていただいて、この趣旨が厳格に反映されるように選ぶということを関係の方に周知していただかないとまずいと思います。一般的に単に経験があるとか、実績があるとか、あるいは女性研究者ですと、企業や大学事務局等で男女共同参画業務の経験・知見を有する者、その言い方では要件にはならない。単に「あるだけ」ではだめで、まさに厳正な審査に値するプログラムの趣旨を踏まえたふさわしい卓越した何らかの実績なり、知見があるということですから、ただ、経験がある方が審査していいんだというかのごとき文章が出回るのはまずいと思うんです。これはもうちょっと重く受け止めていただいて、再度至急改定をしていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

堀内調整企画室長 わかりました。

福井専門委員 18年度については、この基準にのっとって選ばれているわけですが、審査委員を。

堀内調整企画室長 これでは実施しております。

福井専門委員 公表されていますか？

堀内調整企画室長 はい。ただ、審査についてはまだ19年度の分は。

福井専門委員 審査じゃなくて、審査委員については公表されていますか。

堀内調整企画室長 はい。

福井専門委員 要するに、若手研究者自立とか、女性研究者とか、括弧書きで幾つかありますし、また関連ワーキングとか。

堀内調整企画室長 されています。

福井専門委員 すべて？

堀内調整企画室長 はい。

福井専門委員 審査だけですね。評価はまだこれからですね。もう決まっているなら、それはいいんですけど。

堀内調整企画室長 評価という業務の都合、決まっているけれども、公開していない。審査については……。

福井専門委員 審査が終わってから公開されたわけですか。

堀内調整企画室長 審査についてはもう公開されております。

福井専門委員 審査が終わってから。

堀内調整企画室長 終わってからです。

福井専門委員 評価はまだ公開されていないけれども、決まっはいるということですか。

堀内調整企画室長 はい。

福井専門委員 それでは、少なくとも審査の方について、10名程度の内訳で、2名、2名とか3名とか、内訳がありますが、どの分類に入る方かを踏まえて、例えばさっきのベンチャー企業の支援等に実績を有する方というものの実績についてご教示いただけますか。どういう評価でその方を選んだのかがわかるような形で、ここに掲げられているワーキングすべてについて、内訳とその評価の判定のポイントがわかる資料を後ほどお出しただけませんかでしょうか。

堀内調整企画室長 わかりました。できるだけ。

福井専門委員 もうちょっと重たいものとしてお願いしていることですので、一般的に優れた知見とかというのではなくて、それを判定する一つの客観基準がピア・レビューとか博士学位だということは、かなり詰めた議論をした上でこういう文書に収斂しているはずですので、そういうことについて、少なくとも入手しない前提で審査委員を選ぶというのは本来の趣旨ではありませんので、是非、少なくともここに例示されたようなことは最低限盛り込んでちゃんと確認をしながら選定いただく形で改善をしていただくようお願いしたいと思います。

それから同じことは、さっきの2つ大きなお金に関する戦略的創造研究推進事業の方

についても言えるんですね。こちらについても、こういった基準をつくられているんですか。

木村放射光施設利用推進室長 はい、ございます。

福井専門委員 それについても同様の抽象的な基準なんでしょうか。

木村放射光施設利用推進室長 はい。

福井専門委員 これも後ほど現時点での現物を拝見させていただくとともに、今御指摘申し上げた趣旨で、恐らくそういうふうになっていないということのようですので、改定をしていただくことも含めて、内閣として決めたことをできるだけ具体化するような形で、一般に告示をしていただくよう、作業をお願いできませんでしょうか。

田中基盤政策課長 戦略は文科省が決めているものではありませんので、直ちに私たちの責任だけで言えない部分もありますので、ちょっと検討させていただきます。

福井専門委員 とはいえ、これはもともとは国費でしょう。

田中基盤政策課長 さきほど申し上げましたように、これは運営費交付金で出ておりますので、理事長の裁量権というのがありますので。

福井専門委員 それは国の戦略の一種の手助けをしていただくということですから、基本的な考え方は同じだと思いますので、是非尊重していただきたいと思います。

田中基盤政策課長 検討させていただきます。

福井専門委員 5年後の追跡調査等についての精度を高めるための工夫をされているということですが、これは具体的な、例えば追跡調査のやり方とか基準について何かもっと詳細なものは出されているんでしょうか。

これも昨年末にかなり詰めた議論の中で出たのが、今までの振興調整費なりの巨額プロジェクトについて、終わった後どれぐらい社会貢献したのか、あるいは政策実現に寄与したのか、あるいはその分野の基礎的学術研究の基盤にどれぐらい寄与したのかということについて、ほとんど全くレビューをされていないということが事実認識として共有されたわけです。だから、それではまずいということになった。

要するに終わった後で、当初の目的に沿って、あるいは当初の目的から多少ずれたかもしれないけれども、何か社会的に非常にインパクトのあるいい効果があったのか、なかったのか。それをしかるべき定量的、客観的な手法で把握しないとまずい、というのが出発点で、そのためにはいろいろ工夫が要るし、そんなに簡単に本人ができましたと言ったからいい、あるいは誰か評価委員会なりがほどほどやったとか、やらなかったかという定性的に言うのでは不十分であって、定量的に、学術研究であれば、ピア・レビューを得てどれぐらい確立された基礎研究が蓄積したのかとか、あるいは政策的なものであれば、その当該政策が、例えばどういう法律や税制や予算で実現したのかとか、そういうことについて、後から客観的に第三者が、どこかに書いてありましたけれども、反証可能性がある厳正な枠組みで構築しないといけないというのが趣旨です。

これは言うはたやすいんですけども、やるのは結構難しいわけで、相当な取り組み

をしていただかないと、そういう形で無駄遣いだったかどうか、あるいは大変卓越した効果があったかどうかということは判定しようがない。かなり重たいものを考えていただく必要があると思うんです。それが長い目で見た、より何百億ものお金の有効な使い道につながるわけです。これも、ここに6行くらい書いてあるだけだとちょっとさびしいと思いますので、具体的な構築について、詰めた作業を至急していただくとともに、それを大至急お示しいただければと思います。

堀内調整企画室長 わかりました。

原主査 私もこういった審査とか評価とかにかかったことがありますので、そのときの印象的な意見というか、質問になってしまうのですが、審査の場面では真剣に検討して、これが適当ではないかというところで配分をしていますけれども、評価がすごく不十分という感じがあって、審査をしていらっしゃるような先生方からしても、一応出された書類を見ると非常に有意義な調査、研究になるだろうし、成果が確実なものであれば非常に効果的というふうに見えるわけです。見えたものでお金を配分しているわけなのですけれども、いかんせん、評価のところにくるとどうもだめだったというのは、思っていた以上に多いという印象が全体の中にあリまして、なぜミスリーディングみたいなことが起こってしまうのかについての検討がすごく欠けているという感じがあります、個人の審査をなさっている方々の能力とかに頼り過ぎているというところと変でしょうかね。また委員は交代をしていきますので、委員間も結構ばらつきがある人選になってきたり、それは多様性というところでいいところであるかと思うのですが、なぜ審査でオッケーだったものが評価のところになるとそうでもなくなるというところについての検討を是非、審査委員の選定基準、ワーキングの選定基準と同時に検討するというところでお願いしたい。

田中基盤政策課長 御指摘ごもっともだと思います。実はその点に関しては、ヒアリングの資料の一番最初のところ、2枚目のところでも申しましたが、もともと総合科学技術会議は競争的資金改革というのを平成15年の4月に出してございますけれども、この中でうたわれておりますのは、プログラムディレクター、プログラムオフィサーという方をこういう研究資金を配分する機関にはちゃんと置くということがございます。プログラムディレクターあるいはプログラムオフィサーというのが最初の研究のスタートの段階からずっと最後まで一貫して1人の人がずっと見ています。それは研究する立場じゃなくて、見る方の立場でございます。ですから、最初の審査の段階にかかわって、かつ最後の評価の段階にもずっとかかわるといって一貫して見るような体制をつくるべきだということがうたわれておりました、今そういう意味で調整費とか、我々のJSTがやっております戦略創造なんかも、そういうプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)というのを置いて、そういう体制を生かしてつくるように努力をしているところでございます。

福井専門委員 少し昨年未の議論よりも、さらに一步、二歩進めるということで、是

非早急に御検討いただければという点が何点かお願い申し上げたいんですが、我々が今議論している中で、研究的な部分、特に振興調整費、あるいは戦略的経費などは政策分野と研究が混じっている要素があるので、政策的な部分についてはさておくとして、純粋に研究的な部分について言うと、次のような工夫が必要ではないかという議論を始めつつあるんです。1つは政策関連の課題にしても、政策として推進する部分と、政策の前提として確立すべき、ないしは蓄積すべき研究の固有の蓄積の部分、要するに研究固有の部分とその応用としての政策の部分は金銭面でも予算面でも、ある程度分離して行うことが必要ではないだろうかという問題意識を持っています。

さっきのワーキングの審査委員構成でも並べているわけですね。学識の専門家、あるいは地域の専門家とか、あるいはベンチャーの専門家というふうに並んでいるんですけども、多分それは専門の観点からどれくらい優れた研究かどうかというのと、それがどれくらい実用化の可能性が高いのかどうかというフィージビリティとはまた別の要素があるわけで、多分、ここをもうちょっと分離しないと、一緒くたになって審査がルーズに流れやすいのではないかという問題意識を持っています。こういう工夫についてどうお考えになるのかを、御検討いただきたいというのが1つです。

更に純粋な研究費的な配分に関して申し上げますれば、最近の振興調整費でいろいろ不正事件が世をにぎわしておりますけれども、ああいった問題の根っこにあるのは、やはり一定の集中です。さっきもこちら側の問題意識にも書かせていただきましたが、過大な研究費が特定の研究者なり、特定の大学なりに集中し過ぎているのではないか。こういう問題意識に対してどう応えようとされるのかということシステムチックに御検討いただきたいわけです。

例えば、ある個人の研究者なりについて言えば、あるいは大学単位とか、学科単位で割っても考え方は同じなんですけれども、総研究費に対して研究成果の一定の客観的な指標がどれくらい達成されたのかという、かけたお金に対する成果という考え方が、どうも今までのこの種の巨額の経費の配分で欠けていたのではないかという印象を強く持っています。そういうある特定の個人について言えば、どれくらいの総研究費が来た中で、例えば、サイテーションだとか、あるいはピア・レビューなりの成果でどれくらいのものが出ているのかということの研究費当たりで審査をする、ないしは事後評価をするということについて御検討いただけませんかでしょうか。それがもう一つの大きな意味での提案です。

それから、審査委員が今は振興調整費などもそうですが、恐らく一定の10分とか15分のプレゼンテーションの機会を設けて、質疑を10分程度かやるというように、1本でせいぜい数十分程度で審査を終えていらっしゃいますね。評価会も恐らく同じだと思うんです。審査委員は、大体その場で初めて申請書類を見ることが多く、パワーポイントの出来不出来だとか、プレゼンのとき堂々としているかどうかというようなことで結構決まってしまうことが多いとも言われている。そういうことに鑑みると、申請者の客

観的な評価に関する情報に基づいて審査するという要素を強めないと、いわば口下手かどうか、プレゼンがうまいかどうかみたいなことで巨額の経費が配分されかねないというゆがみが生じているという問題意識を持っています。

これについては、例えば過去に書いたピア・レビューを受けた関連の論文を添付させて、それについてちゃんと読む時間を与えた上で、事後的な観点でも評価する。こういうことについても抜本的に評価基準なり、評価方法を転換させていくことがよいのではないか、こういう問題意識も持っています。

政策的なものについては、確かに短期的に重要なこともあるのでしょうけれども、中長期的に考えると、研究の基盤としてやらないといけないというようなものもあるはずですね。それはむしろ純粋に学術的な方向に特化して、そちらでの過去業績でむしろ評価する。こういう考え方も重要ではないかと思えます。

これは不正事件ともかかわりますが、費目の区分が異常に細かいですね。例えば、人件費とパソコン代は流用できなくて、上限が2割だか3割だか非常に細かい仕切りがある。こういうのはむしろ補助金として考えるよりも、渡しきり金として考えて、補助金の縛りを外して、その代わり成果にだけは責任を持ってほしいという方向で運用した方が、瑣末な事務経費も儉約できるし、成果主義の費用対効果も高まるのではないか。こういう問題意識も持っているわけです。

更に言えば、長期的な研究振興策として、今期の流行に作用されないで、研究学術中心の徹底的な事後評価で、さらにそちらを強化する。こういうことも検討していますが、少し今申し上げたような意味で、審査とか評価全体について、事後の申請者がどれぐらいの業績を上げているかは、多分、将来の研究能力を占う試金石になるはずですが、そこが軽視されている。それをもう少し重視する方向に転換する。それから政策と研究の分離というのは、こういう方向での抜本的な検討に着手していただけないでしょうかという趣旨です。何か基本的なところで、もしおよそ相入れないというようなことがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

田中基盤政策課長 一度にたくさん言われましたので、私も全部は必ずしも消化できませんけれども、まず1つは、研究費の不正使用の問題について、私どもの方でも非常に深刻な問題として捉えてございます。この件に関しまして、既に総合科学技術会議の方でも8月の末に方針をまとめておりまして、そういう意味では、ちょっと先生の御指摘のあったような特定の個人に集中するかどうかという問題については、府省横断のデータベースをつくって管理をしていく。その先生にどれだけの研究費が集まって管理していくというようなことも、取り組みとして来年度早々にもスタートしようということ考えられております。

いずれにしても、総合科学技術会議の方でも、それに対応した方針が出ておりますので、まず我々はそれを一步一步着実に実施していくということが大事だろうというふうに考えてございます。

それからあと、いろんな意味での評価の問題でございます。もちろん評価の問題は非常に大事な問題だと思っております。これについても、既に過去にも総合科学技術会議の方でも、評価の大綱的な指針というのは出されておりますので、我々、それに沿って評価の精度を高めていくということで進めております。

あとは、先生がおっしゃったことと、今の評価の大綱的指針との間でうまくかみ合う部分があるのかなのか、私も今直ちにお答えしにくい部分もございますので、また改めて先生から御意見をいただいた上で検討させていただきたいと思っております。

福井専門委員 また別途詳細な打ち合わせの機会を設けたいと思っております。

鈴木主査 それでは、今指摘申し上げた点について、一度よくチェックリストをつかって、それに対してのおたくの方の考え方というのをまとめていただいて、それを御提出いただけないでしょうか。

田中基盤政策課長 はい。

鈴木主査 時間もちょうどまいりましたので、これで今日のヒアリングは終了したいと思います。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

(科学技術振興機構説明員退室)

鈴木主査 それでは、第3回の官業民間開放ワーキンググループを行います。テーマは、日本学術振興会についてですが、10分ほど遅れておりますので、能率的にやりたいと思っております。約40分を予定して、説明は10分程度、質疑が30分ということを予定しております。なお、これは教育研究ワーキンググループとの合同開催ということになっております。

それでは、10分程度で御説明、よろしくお願ひいたします。

川上振興企画課長 文部科学省の研究振興局で振興企画課長をしております川上でございます。よろしくお願ひいたします。

ヒアリング調査票に基づきまして、まず簡単に御説明をいたします。

日本学術振興会は、「5・番事務・事業の内容」にあるとおり、学術研究の助成、研究者養成のための資金の供給及び学術に関する国際交流の促進を行っています。前の科学技術振興機構も申し上げていると思っておりますが、科学技術の政策は、科学技術基本法に基づく科学技術基本計画に基づいて推進をされています。学術振興会が担っております内容は、第3期科学技術基本計画の主要な柱に合致した重要な業務です。

まず学術研究の助成の分野ですが、科学技術基本計画において、競争的研究環境を醸成していくことが科学技術研究開発を効率的に進めていくために非常に大切なことであるという認識が示されています。競争的資金の拡充、ファンディングエージェンシーの機能強化等がうたわれているわけございまして、最大の競争的資金である科学研究費補助金も含まれているわけございまして、そのほか、研究者育成につきましても、人材育成は非常に重要な業務でございますし、国際交流につきましても、アジア諸国等で科学技術が発展をしてきている中において、戦略的に国際協力を推進していくことは政

策上高いプライオリティが与えられているもので、本事業はこのうち学術部分について行っているわけでございます。

「7.」に記載しておりますように、本事務事業を廃止すると、第3期基本計画の達成が困難になるということで、大変難しいことだろうと思っております。本会議の担務に沿いまして、民間開放の状況につきまして更に御説明いたします。「6.」番に、現在行っていることを記載しています。民間に委ねられるものについて民間委託を図るという方針の下、情報システムの運用管理の支援、オンライン申請システムの維持運用保守、国際会議の - いわゆるロジスティックスに当たりますが - 運営の補助を行っておりますし、「8.」に書いてありますとおり、法人の人員を強化するということはなかなか難しい現実を踏まえて、更に外部委託すべき事業があれば検討したいと考えております。

「9.」番から個別の質問事項に対する回答を書いております。これにつきましては、研究助成課長の磯谷の方からご説明させていただきたいと思っております。

磯谷学術研究助成課長 学術研究助成課長の磯谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは、御質問に沿って簡単に御説明させていただきます。

まず、日本学術振興会が行っている科研費の審査関係の執行業務につきまして、公正性・透明性の高い基準や方法の確立が必要である。あるいは第三者に評価される手段を早急に確立すべき、といった御質問でございます。回答として掲げられておりますように、日本学術振興会が行っております科研費の配分・審査業務につきましては、研究者コミュニティと一体となって運営されておりました、審査基準の公表、あるいは審査結果の開示など公正性・透明性の高い評価が行われており、今の体制を維持すべきではないかと考えております。

具体的には、日本学術振興会での審査は、全国の大学の研究者約5,000人が審査委員となっておりまして、全国の大学から約100名ほどの研究者に来ていただきまして、学問分野ごとに選考するというスタイルをとっております。

それから具体的な公正性・透明性の努力でございますが、これまでも審査基準の公表や利害関係者の排除、それから審査結果の開示、審査委員の氏名等を審査終了後に一般に公開する等の取組を実施しておりまして、公正性・透明性の高い審査評価が行われていると考えております。

なお、科研費という一つの制度について、多くの機関で分散して、その審査・評価・配分業務を行うということになりますと、事業としての統一性的な運営や発送連絡業務等の業務コストの増を招くおそれもございまして、効率性の点でもマイナスになるのではないかと考えております。

質問の ですが、いわゆる競争的研究資金の重複・集中の排除の問題でございます。この問題につきましては、二通りの観点がございます。一つは、科学研究費制度の中での重複の問題、もう一つは、他府省との関係での重複の排除という問題がございます。

まず、科学研究費補助金制度におきましては、従来から特定の研究者に多額の研究費が集中しないように一定のルール、重複応募の制限を設けております。

具体的には、非常に多額の研究費が交付される特別推進研究のような研究種目に採択された場合には、ほかの研究種目の研究費を交付しない。同一研究種目においては、複数の応募を認めないといったルールを設けております。

それから府省横断的に不合理な重複や過度の集中を排除するという事は、ご案内のように、平成17年の9月に関係府省によりまして、競争的研究資金に関する申し合わせの中でルールが決まっております。その指針に基づきまして、科研費の審査におきましても、審査の基本的考え方や審査の手引におきまして、不合理な重複や過度の集中に関する取り扱いを明記しております。特に科研費の場合、第1段審査と第2段審査の2段階の審査がございまして第2段審査におきまして、選定した採択候補課題について、研究計画調書中の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照してチェックをしているという状況になっております。

それから質問の でございます。3つのパラグラフに分かれておりますので、それぞれお答え申し上げたいと思います。まず最初のパラグラフのところ、いわゆる国立大学の採択件数・採択率・配分額が、私学その他に対して割合が高くなっていることについて見解を伺いたいとの御質問でございます。科研費は、研究者個人に対する研究助成を行うということで、その配分に際しては、ピア・レビューにより、国公立を問わず厳正・公正な審査に基づいて、採否を決定しており、その結果として、現状のようになっていると考えております。

全体の数字として、私立大学の採択件数や採択比率が国立大学に比して低くなっているのは事実でございますが、私立大学の中でも様々な大学がございまして、結果として、私立大学でもかなり高い採択率の大学もございまして、東大をはじめとする旧帝大が必ずしも採択率において断トツで高いということでもございませぬ。

それから質問の の第2段落のパラグラフでございます。上記の問題点の主な要因は、現在の審査委員の選任方法、あるいは事後的な評価の公正性の低さにあると考えられるというご指摘でございますが、審査委員の具体的な選定に当たりましては、分野に精通して十分な評価能力を有するだけではなく、審査委員の所属機関の偏りを排除するなどのルール、これは別紙1に参考までに掲げてございますけれども、そうしたものに基づいて……。

福井専門委員 別紙1というのは付いていませんが。

磯谷学術研究助成課長 失礼しました。別紙はすぐにお届けいたします。審査委員を選考する際に、公私立大学の研究者にも配慮することや、あるいは書面審査を行う際に、同じ研究機関の審査委員が複数にならないこと、あるいは合否審査を行う委員会で同じ研究機関の審査委員が3分の1を超えないことなどを定めております。

審査時においても、利害関係の排除を徹底して、恣意的な評価ができない仕組みを取

り入れております。具体的には、合議審査において、書面審査委員の氏名及び所属機関を明示することや審査委員ごとの審査結果の公正性等を再度、プログラムオフィサーが検証するといった仕組みをとっております。このような諸改善を平成15年度以降に実施しておりまして、今後ともこうした改善については取り組みを徹底し、公正で透明なピア・レビューの実施に努めていきたいと考えております。

質問の最後のパラグラフでございます。科研費をはじめとした競争的資金における審査委員の選任については、プログラムオフィサーの推薦のもとで審査委員会で選考されると承知しているが、そのプログラムオフィサーの選任方法や選任基準についてはどのようになっているのかという御質問でございます。回答の最後のパラグラフに書いておりますように、候補者の推薦を全国の大学研究機関に依頼しておりまして、各研究機関からは候補者の専門分野や科研費の取得状況、審査委員歴等について調書に記入の上ご推薦いただきます。その上で、選考基準に基づき、プログラムオフィサーとしてふさわしい人材を学識経験者の意見を踏まえて、日本学術振興会が選考するという仕組みになっております。

私からの説明は以上でございますが、このプログラムオフィサーの選考に当たりましては、公平性を適切に確保するために、前任の研究者と継続して同一の大学からの継続した選任を避けることや、国公立大学、大学共同利用機関等の研究者が所属する機関のバランスにも配慮すること、女性研究者に対する配慮を行うなどにも留意しております。

以上でございます。

原主査 ありがとうございます。ちょっと鈴木主査が中座しておりますので、進めさせていただきますと思います。

福井専門委員 プログラムオフィサーとプログラムディレクターというのはどう違うんですか。

久保総務部長 プログラムディレクターというのは、全体を統括するという意味でございます。3名しかおりません。実際、審査委員の選考とかをやりますのは100名強のプログラムオフィサーになります。

福井専門委員 ディレクターというのは、どういう分布なんですか、分野は？

久保総務部長 3名でございますので、分野は、自然科学系でいうと理工系と生物系と人社系と、こうなっております。

福井専門委員 例えば、プログラムオフィサーの から まで要素がございますが、重要論文・著書というのはどういう基準で判断されているんですか。何をもちょう重要とするかということについては？

久保総務部長 それぞれここで推薦いただいた方について、また私ども有識者の方に御意見を聞いております。1番から6番までございますけれども、選考基準の中では、1つは、専門分野というのが非常に大きい要素でございます。つまり100名で全体をで

きるだけカバーするということを考えております。

福井専門委員 3分野3分の1ずつぐらいですか。理工と生物と人社ということですか。

久保総務部長 人社系は少し少ないかもしれませんが。

福井専門委員 50分野で2人、1分野2人ずつで計100名ということですか。50分野の内訳は、理工・生物・人社で大体3分の1ずつですか。

久保総務部長 そうですね。ですけれども、それをできるだけ特定しないというので、任期は3年でございますけれども、次の方を選ぶときには、同じ研究分野ではない方を選ぶということにしています。

福井専門委員 重要論文・著書の重要な基準は何ですか。

久保総務部長 重要は、重要だと思ふものを書いていただいているわけですがけれども、それを評価するのは専門家の中で評価をいただいております。

福井専門委員 その基準が知りたいんです。

長澤企画室長補佐 自らで重要とする論文を5編書いていただいております。

福井専門委員 論文と著書合わせて5編、自己申告してもらおうんですか。

長澤企画室長補佐 はい、そうです。

福井専門委員 それが本当に重要かどうかというのは、どうやって判断しているんですか。

長澤企画室長補佐 それを選考会でプログラムオフィサーとしてふさわしいかどうか、横並びにみるわけです。

福井専門委員 プログラムオフィサーは誰が選定するんですか。

長澤企画室長補佐 日本学術振興会の選考会です。

福井専門委員 選考会はどういう方が。

長澤企画室長補佐 プログラムオフィサーを選考する委員会です。

安念専門委員 選考する人を選考するということですね。そうすると、言うなれば。

福井専門委員 どういう人がなっているんですか。それは公表されていますか。

久保総務部長 公表しています。選考委員会というのは、そもそも公表されております。

福井専門委員 プログラムオフィサーの選考委員は公表されているんですね。

久保総務部長 はい、そうです。

福井専門委員 それは何年に一回ぐらい選任して、どういう基準で選ばれるんですか。

久保総務部長 プログラムオフィサーそのものが3年に1回なので、そのたびごとに開催するという形になっています。

福井専門委員 重要かどうかということについて基準はないということですか。その都度その人たちが重要だと言えば重要だし、そうじゃないと言えば重要じゃないと。

久保総務部長 はい。

福井専門委員 基準がなく、安定した判断ができますか。

久保総務部長 全体を判断いたしますので、今までの論文だけで判断するわけではございませんで、専門分野……。

福井専門委員 少なくとも論文・著書の重要性についてだけです。

久保総務部長 はい。

福井専門委員 学識者として、あるいは研究者としては、これは根幹じゃないですか。その根幹の部分について、自己申告の5編が重要か重要でないかということについて基準がないというのはちょっと信じられない思いがするんですが。

久保総務部長 それぞれの分野によっては著書が重要な分野もございますし、それから論文が重要な分野もございます。いろいろ分野がございますので、その分野の方に見ていただいて、これは重要なものか書いているかどうかを総合的に見ていただくようにしております。

福井専門委員 論文というのは御存じだと思いますけれども、特に自然科学系とか、あるいは人文社会系の中でも一定の確立した分野では、ピア・レビューで、例えば匿名のレフェリー付き論文が何本あるとか、そういう客観的な基準があるし、またそれがサイテーションでどれぐらい一流雑誌に引用されたかというのは数字で出るわけですね。そういうものは一切使わないということですか。

久保総務部長 それも見ます。ただ、それだけの分野だけではなくて、例えば、人文社会系ですと、必ずしも論文ではなくて、著書を優先される方もいらっしゃる。

福井専門委員 論文優先の分野でそういうものはどういうふうに反映しているんでしょうか。

久保総務部長 論文が優先されると、大体皆さんがわかっておられる分野では論文について、一流誌で非常にサイテーションが高いものとか。

福井専門委員 それは調べられているんですか。サイテーションの回数とか、あるいは単位時間当たりのサイテーションがどの雑誌に何本とかというのは調べた上で遡上にのせているんですか。

久保総務部長 そこまで調べてはおりませんが、お書きになっている方もいらっしゃるし、そうでもないところもありますけれども。

福井専門委員 そこが根幹的な事項だと思いますので、これはプログラムオフィサーに限らないと思うんですけれども、論文が客観評価で非常に評価しやすい分野について、そこを活用されていないというのは極めて問題が大きいと思います。これは再検討をお願いしたいと思います。

併せて、これはプログラムオフィサーだけに限らず、審査委員も多分同じ問題があると思うんですが、例えば、審議会委員等の活動歴、これは審査委員の資質なり、プログラムオフィサーの資質にどういう関係があるんですか。

安念専門委員 例えば、当会委員は厳重に排除するとか、そういう基準がおりかなと

思っ。

久保総務部長 そういう意味ではございません。

福井専門委員 活動歴があるほど審査委員として、プログラムオフィサーとしてふさわしいという意味ですか。

久保総務部長 行政的な、この「委員等」というのは、私ども文部科学省ですとか、政府の委員だけではなくて、学内のいろんな委員もございませけれども、行政的な御経歴があるかどうかというところを見ます。たくさんあればいいということでは。

福井専門委員 例えば、学科長とか、学部長とか、選考主任とか。

久保総務部長 そういうものも書いていただくようにしております。

福井専門委員 しかし、オフィサーというのは、学術判断をするための責任者ですね。学術判断の責任者に行政的経歴を求めるということ自体が、もともとのこの資金の配分方針の基本を犯していませんか。どうして行政的な活動がある方は、学識判断が高度で正確にできるということになりますか。大学の実態を御存じかもしれませんが、大学によっては、研究しない人で行政が好きな人が学部長をやったりするということが、往々にして見られるという実態がありまして、また、これも分野によりますけれども、審議会委員なんかやらないで、とにかく欧米の一流雑誌に書くことだけをモットーとして地道に活動している超一流の研究者はどの分野でもいます。そういう方が排除されかねないような、行政的なことを見るという活動歴がオフィサーの選任基準というのは、ちょっとこれは信じられないものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

久保総務部長 これは総合的に見るというふうに思っただけだと思います。

福井専門委員 いや、総合というよりも、こういうものを要素に入れちゃいけないんじゃないですか。

久保総務部長 点数をつけてやっているわけではありません。

川上振興企画課長 ここには、情報として得るために調書の提出を求めている、と書いてあるわけであって。

福井専門委員 審査基準じゃないわけですか。

川上振興企画課長 ここに書いてあるものはそういうことになります。幅広い人材を集めなければいけないので、いろいろな情報を集めた上で、それを総合的に判断して選考する必要があるということです。

福井専門委員 多分、審査に使わない情報は集めないでしょうから。

川上振興企画課長 委員の御指摘の重要論文・著書が判断の根幹であるというわけではありません。すべての項目が要素であるとお考えいただきたいと思っ。

福井専門委員 要素としても、論文とか、受賞歴とか、これは一つの学術的な要素としてはわかりますが、審議会委員の活動歴というのは、これを審査要素として使うのであれば極めて問題が大きいと思っ。

川上振興企画課長 選考基準は別紙2に書かれています。

福井専門委員 それからも一つ、ここの中で御指摘申し上げると、審査委員歴というのがありますけれども、これも審査委員の選定について、どういう基準でどういう要素で選ばれた審査委員の経歴があるのかということ抜きにして、とにかくどこかで審査委員をやったというようなことだけが反映されるのは、問題が大きいわけですね。要するに審査委員として選ぶにふさわしい方を選んでいる、という審査委員の選定歴があれば考慮するということになるべきわけでありまして、ここにこうやって要約されたのがエッセンスだとすると極めて問題が大きいようにお見受けします。

久保総務部長 審査委員の選考基準は、ここはあくまで情報を求めていると書いてありますので、選考基準は別紙2というのがございますけれども、それは配られていますでしょうか。

福井専門委員 学術システム研究センター研究員というものですか。

久保総務部長 はい、そうです。

福井専門委員 これが審査委員なんですか。

久保総務部長 はい、そうです。選考基準です。

福井専門委員 この研究センター研究員＝プログラムオフィサーですか。

久保総務部長 そうです。

袖山企画室長 プログラムオフィサーは、審査委員の選任のみを業務にしているわけではありません。例えば、審査システム、あるいは評価システムの改善に係る提言を行うこともプログラムオフィサーの業務になっております。したがって、行政的な経験も、プログラムオフィサーの業務を遂行する上での一つの判断基準にはなり得るものであると考えております。

安念専門委員 それはむしろまずくありません？ 場合によって、それは利益相反しません？ つまり審査なら審査だけやるべきじゃありませんか。

久保総務部長 審査委員が別なので。プログラムオフィサーは審査委員を選ぶ立場もしくは研究者のいろいろ声を反映して、私どもの公募要領とか何かを改善するときの提言をいただくとか、そういう役割です。ですから、審査委員は別に5,000人ぐらいいると。

福井専門委員 プログラムオフィサーの業務は、審査委員を選ぶことと、ほかは何ですか？

久保総務部長 あとは、私どもの科研費の事業について、例えば、こういう公募要領の様式だと非常に書きにくいとか、審査がしにくいとかいろいろ研究者の声を反映して、改善の提言をいただくと、こういう役割です。

福井専門委員 それは基本的に1番の業務が非常に重たいわけで、1番というのは審査委員を選ぶ業務が基本的にほとんどだし、2つ目おっしゃったこともそれに付随する業務だと思いますが、そうすると、このプログラムオフィサーについて、例えば、審査委員歴とか、審議会委員の活動歴とか、こういったものが今の審査委員を選ぶときの資

質として必要だということは、どういう根拠で説明できるんですか。

久保総務部長 新選考基準を見ていただければと思いますが、第一番目に優れた研究能力を有すること。2番目に専門分野を中心に学術研究に関する幅広い識見を有すること。3番目に公正かつ適切な判断が期待できること。4番目に意欲があり、積極的な協力が期待できること。この基準でございます。

福井専門委員 そうすると、さっきの6番とかは入っていないと考えていいんですか。

久保総務部長 これを判断するに当たって、6つのことを総合的に考えるということです。

福井専門委員 漢数字の「一」から「四」番のどれにかかわるんですか。

久保総務部長 すべてを総合的に判断すると。

福井専門委員 審議会委員の活動歴というのはどれにかかわるんですか。

久保総務部長 すべて専門分野を中心に……。

福井専門委員 研究能力と、審議会委員の選考基準は関係ないじゃないですか。

久保総務部長 専門分野を中心に学術研究に関する幅広い識見を有することとか。

福井専門委員 審議会の意味を御存じですか。学術研究のために置かれているんじゃないですよ。審議会委員というのは、基本的に政策立案の諮問機関として置かれているわけですから、この会議だってそうですけれども、ここに学識のある人だけが集まっているというのじゃないのです。どこの省庁の審議会もそうですけれども。

久保総務部長 ですから、ここはもう少し審議会委員という非常に限定的なものというよりも、少し社会的な活動をどのぐらいされているかということと……。

福井専門委員 この から は紙にされているんですか。

久保総務部長 様式が決まっています、そこに自由に書き込んで、しかも大学の方から推薦をいただくということになっています。

福井専門委員 むしろ別紙2の漢数字「一」から「四」、これはわからないでもないんです。こうやって紙で拝見すると。だけど、それに審議会委員が入るとおっしゃったら基準がおかしいんじゃないですかと申し上げざるを得なくなる。だから、この「一」から「四」についての細目的なものがあるのであれば、後ほど教えていただけますか。

川上振興企画課長 選考基準に対して、 が全く関係ないとは思いません。審議会に限定していないと今御説明をしましたので、必ずしも審議会に限定はしないという前提で御説明します。例えば、「専門分野を中心に学術研究に関する幅広い識見を有する」ことを判断する際に、「委員」になっているというのは、研究室だけではなくて、もっと幅広い社会的な活動をしていることが外部から評価されているわけですから、付加情報にはなり得ると我々は考えています。「公正かつ適切な判断が期待できること」についても、外部から期待されて「委員など」をやっているということが、余り私心にとらわれて議論を展開するのではなくて、公正かつ適切な判断ができる人であるということを表すので、判断する際の一つの付加情報になり得ると思います。 の情報があることが、むし

る阻害要因であるとは私どもとしては考えられません。

福井専門委員 阻害要因じゃなくて、関係がないということです。

川上振興企画課長 それをどのぐらい参考にするかは、「総合的に」と申し上げているとおり、ケース・バイ・ケースのものだろうと思います。全く必要ないということではない。そういうことです。

福井専門委員 具体的なシェアを後ほど教えていただきたいんですが、優れた研究能力とか、学術研究に関する幅広い識見というのは、これは当然のことですね。資金配分の総元締めなわけですから。公正かつ適切なものは、これはこれでいいですよ。だけど、それと審議会だとか、学科長、学部長という経験が関係があるとおっしゃったら、それは研究審査の自滅宣言に等しいと思います。学識ということと直接関係がないじゃないですか。組織の長とか、行政的なメンバーになるということは。

磯谷学術研究助成課長 繰り返して恐縮ですけれども、先程申し上げたように、いわゆる大学の先生にとってみれば、教育とか、研究、それから社会貢献と最近よく言われますけれども、社会貢献というのが教育成果の普及なり、伝搬なり、研究成果をいかに広めるかとかということで、極めて高い学識を持った方が実際にそういうことをやっている場合もあるという、そういう意味で社会貢献的な活動としての例示として、一番最初に審議会委員等としたままで、審議会委員でなければならないとか、審議会委員だけを書けという趣旨からではございません。

福井専門委員 別に書かせるのはいいですけれども、それが根幹的に重要だというようなことは、強弁されない方がいいし、基本はこの一番じゃないですか。優れた研究能力を有するかどうかは、重要な論文とか、著書で判断するというのが通常の常識的な判断ですから、そちらについてもさっきの御担当の方の話によると、具体的な基準がなくて、行き当たりばったりで運用されているとおっしゃるから、それはちょっとまずいと思います。

久保総務部長 行き当たりばったりではなくて、分野によっていろいろ違うので、合法的に判断するしかないんですね。

福井専門委員 でしたら、具体的な分野ごとの基準を、例えばピア・レビューがあるところなら、どういう論文をどういう雑誌で格付けして判断するとか、あるいは著書が中心の分野なら、その著書をどういうふうな基準で判断するのか。単に売れたかどうかというわけじゃないでしょう。例えば、学会賞を受賞したとか、何らかの形で書評に取り上げられたとか、評価が一定に定まっているとか、その内訳が重要です。そこを教えていただかないと、抽象的に考慮していますというのでは、これだけ巨額の予算を配分される上で不十分だと言わざるを得ないのです。

川上振興企画課長 何らかの一定の基準を持つこと、例えば、今、先生御指摘のサイテーション数によって一定の基準を持つことは、これだけ広い分野を扱っているものにおいては不可能だと思います。例えば、「医学」の書物であれば、医学にかかわってい

る人たちには医者がいますから、研究者は非常に大きなポピュレーションになります。それに対して、例えば、「何がいいでしょうか。生物の発生」となると、研究者人口は激減いたします。そうなる、「生物の発生」ではサイテーションが少なく、医学の場合にはサイテーションがはるかに大きいというような現象が起こります。このように、分野分野に応じて非常に異なった状況を持つので、とても統一した基準は持てないと考えます。部長が言っているように、分野固有に、総合的に判断することになるということで御理解いただきたいと思います。

福井専門委員 それは課長のおっしゃるとおりで、分野ごとに評価なり業績の基準は違いますから、それはそれでいいんです。だけど、その分野の中で一種の評価の流儀が確立されているような方法がある場合には、それによるべきです。例えば、圧倒的多数の理工系や生物系の領域では、ある程度細分化されているにせよ、その分野の中でのピア・レビューやサイテーションの回数というのは、世界的に確立した標準です。例えば、米国の一流大学が教員を任用したり、あるいは昇格させたりするときに、こういったものを一定定量化してやるということは常識ですし、米国の連邦政府の基礎研究費の配分などに当たっても、過去のそういう実績をきちんと見るという慣行は確立しているわけで、一切数量化された基準にしないというんじゃなくて、活用できるものについてはできるだけ活用していただくという方向で、選考の際の基準として確立をしていただかないと、単に一般のお任せしますというのでは、まずい。

特に現場の選考の際に、審査委員がどう選ばれるのかというときにも、これも従来は分野にもよると思いますけれども、恐らく、サイテーションとか、あるいはピア・レビューの学術雑誌の評価とかをほとんどなさないで選んでいるはずなんです。これもそういう分野が確立しているというときには、できるだけ客観指標によるように改変をしていただかないと、何となく選ばれる、要するに後で反証できないような形で選ばれているというのは、改善の余地が大きいと思います。

だから、全く審査の習慣がないようなところだと、ある程度風評とか、著書の数とか、ページ数とかというのに頼らざるを得ないかもしれませんが、今や少数ですね。さっきも50ぐらい分野があるとおっしゃいましたけれども、審査の習慣がないのは、恐らく法律学とか、政治学とかのごく一部でしょう。

安念専門委員 日本のね。

福井専門委員 ほとんどの分野でピア・レビューというのは確立した業績評価の基準ですから、審査委員とか、プログラムオフィサーという非常に研究の将来を左右するような立場の方について、そういう定量評価を求めないというのは、不自然だと思うんです。そこは改善をお願いします。

時間もないので、少し中期的なことも含めてお願い申し上げたいんですが、追って文書なりでお示ししますけれども、今は応募者の方からしても、科研費を採択する方にとっても、どういう申請書、計画書を書くかということが、採択基準の一番中心的な部分

になっていまして、過去にその人がどういう業績を上げたのかということというのは、ほとんど見られていないんです。

過去のピア・レビューを受けた論文を添付するという習慣もありませんので、いわば、計画を上手に書いて、プレゼンがうまいかどうかということで、結構左右されてしまう要素もある。私も審査員をやったことがあるので、そういう印象はぬぐえないんですけども、そうすると、その申請者がどれくらい将来花開くかということ、あるいは研究が成功するかという見込みについては、過去の実績は非常に重要なわけで、過去に上げた実績なりを一定の定量化した基準で、どれくらいのレベルの学術雑誌に何本くらい、過去何年で書いたとか、あるいは自信作で関連した論文はこれだということを添付してもらおうとか、そういう工夫が必要ではないでしょうか。そういう御提案を申し上げたいと思います。

過度の集中の排除についても、それをなくそうされる動きは結構だと思うんですけども、恐らく、一番重要な指標は、ある特定研究者に対していった総研究費に対して、一定の基準に基づく成果がどれくらい上がったのかという研究費に対する成果の総量が重要だと思うんです。そういうことは今までの科研費の選考などでは、余り考慮されていないと思うんですが、御検討いただけませんか。

それから純粋に学術的な部分と一種政策的なものが混じった部分ということと両方あると思うんですが、主に純粋に学術的な部分に関して申し上げますと、できるだけ、そこは政策判断と分けた方がいい。分けた方がいいということは、やはり、純粋に学術的なポテンシャルに応じて審査を行っていただく方がよろしいのではないだろうか。こういう問題意識を持っておりますので、それはまた追って御相談したいと思いますが、今のいわば、これから私のやる研究計画を見てくださいということだけに、かなり過度に依存して選ぶ方式にはいろいろ問題が多いのではないのでしょうか。こういう問題意識です。

袖山企画室長 研究のこれまでの実績、成果については、きちんと研究計画調書にも記入する欄がございます。評価においてきちんとその部分も評価するようにしています。

福井専門委員 審査委員は1枚当たり、1本当たり、1分から3分ぐらいの間に見ないといけないんですよ。覧表になっていて、数が多いとか、少ないぐらいは見れますけれども、そこに掲げられている論文がどれだけの品質を確保しているのかなどという点は、審査委員の立場から申し上げますと、ほとんど見る余地はない。体裁よくちゃんと理路整然と書けているかどうかというぐらいを見るしかない。1本当たり10枚も15枚もある資料を1分とか、3分で見させられるわけですから、ほとんど無理があるんです。しかも過去論文について、何か代表的なものがついているわけでもないから、それがどのぐらいのものかということもわからないし、非常に無理のある審査体制になっていると思います。

久保総務部長 過去のものというのは、このところきちっと書くというのを毎年私も様式を改善しておりまして、過去のものもきちっと書き、それを評価するという。

福井専門委員 過去のものは、例えばどういう学術雑誌で、その学術雑誌に載るということは、どれぐらいの社会的、学術的意味があるのかというウェイトとかが全くなく、自称どこかで公刊された雑誌を全部書いているだけでしょ。

久保総務部長 それは書くようにしています。ほとんど査読かどうかときちんと区分けしてありますので、多くの。

福井専門委員 査読誌だって、そうじゃないのだって格付けはいろいろあるんですよ。

久保総務部長 格付けはありますけれども、見れば大体このレベルの雑誌というのはわかっていただけるかと思っています。審査委員には、そういう意味では一人当たりの件数が多いというところはございますけれども、そのところはお忙しいところを皆さんおいでになってやっていただいていると。

福井専門委員 だからこそ、ある程度定量化して、その場で余り具体的に見なくてもいいように、過去に保持しているベンチマークのようなものが明らかになっていないと、審査というのはフェアにはできないと思います。

川上振興企画課長 ご指摘の趣旨は理解しておりますが、同時に注意しなければいけないこととして、端的に申し上げます。若い研究者、新しい研究者、能力のある人が次から次に出てきます。今ご指摘のように、過去の実績を過度に評価をしますと、新しい人たちを拾えなくなってしまいます。逆に恐らく、あるときに進んでも、その後研究が進まない人も多くいるわけです。余りにも過度に実績を尊重すると、研究能力のない人に多額のお金を配分するという事態にもなりますので、御指摘の点、反映させていただきませんが、過去の実績を定量化して、そのことだけを偏重するような御指摘をいただいても、多分……。

福井専門委員 そんなことは言っていません。

安念専門委員 それは違いますよ。若手の人には少額をばらまけばいいんです。手間隙かけたって、どっちみち審査なんかできないんですから、それで芽が出るかどうかを見た方がずっといい。ずっと合理的。

福井専門委員 経験者と初心者は当然違いますから、初心者と研究暦が非常に短い人については、一たん配らないと仕方ないです。そんなに莫大な資金は配りませんが。それで成果が出た方が、また過去にどれぐらい上がったかというときの研究歴のある人の審査基準に反映されるという二段階でないと、それは難しいですね。

川上振興企画課長 科学研究費補助金は、いろいろな種目を持っておりますので、それぞれの種目の性格に応じてやり方を変えていかなければならないという前提のもとで、御指摘をいただければというふうに思います。今の御指摘ですと、何から何までそうしると言っておられるように聞こえるものですから、今、特に申し上げたわけでございます。

安念専門委員 そんなことはないです。

福井専門委員 よく聞いていただかないと。まず、ピア・レビューがあるかないかと

いうことで、8割、9割方はあるんですから、それについての格付けがあって、世界的に審査をやっているわけですから、世界標準にできるだけ近づけましょうということです。分野の性格ということは当然反映してやっていただく必要がある。そこはかみ合っていると思います。中期的な課題としては、そこは非常に重要なことだと思いますので、今年度末までに何か具体的にというところまでいけるか、というのはともかくとして、少なくとも、今の配分の仕方やあるいは配分された方についても、科研費については、例えば一部の大学に配分が偏重しているんじゃないかという批判があるというのは、聴取しております。また上がった成果が本当にどれぐらいの学術論文に結実したのかについてちゃんとレビューされていないんですね。そういうことについても問題だという声を多数聞いておりますので、改善のために力を貸していただきたいと思います。

原主査 一言だけよろしいですか。こういう評価とか、審査とかにかかわっていたときがございまして、現場については、ある程度存じ上げているのですが、一つの正解があるということには思っていないのです。やはり、いろんな工夫が必要だと思っています。特に巨額な税金を研究のために使っているわけで、やはり、国民の関心は非常に高いということです。ですから、どういう選考方法をしているのか、それが適正に行われているのかということ、やはりきちんと透明性を上げて説明をしていただくということで考えていただきたいと思います。

鈴木主査 それでは、時間もちょっと超過しておりますので、今日の議論というのを踏まえてお考えいただいて、12月の答申のときまでに、いろいろ今の問題について、ごもっともな点、それからそうでもない点というのがいろいろあるかと思いますが、再度御検討をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

どうも今日は御苦労さまでございました。

(了)